

# 官報号外

令和五年十一月二十九日

## ○第二百十二回 参議院会議録第七号

令和五年十一月二十九日(水曜日)

午後五時十一分開議

### ○議事日程 第七号

令和五年十一月二十九日

午後五時十分 本会議

### ○本日の会議に付した案件

第一 令和五年度一般会計補正予算(第1号)

第二 令和五年度特別会計補正予算(特第1号)

第一、北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案(石井準一君外十名発議)(委員会審査省略要求)

第一、日程第一及び第二  
一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院提出)

一、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)

○石井準一君 ただいま議題となりました自由民主党、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党及びNHKから国民を守る党の各派共同提案に係る決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読いたします。

北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案

十一月二十一日、北朝鮮は、衛星打ち上げを

令和五年十一月二十九日 參議院会議録第七号

議事日程追加の件

北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案

令和五年十一月二十九日(水曜日)

午後五時十一分開議

### ○議長(尾辻秀久君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

石井準一君外十名発議に係る北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案は、発議者要求のとおり

委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題

とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

よつて、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。石井準一

君。(石井準一君登壇、拍手)

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔石井準一君登壇、拍手〕

○石井準一君 ただいま議題となりました自由民

主党、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会、

国民民主党・新緑風会、日本共産党及びNHKか

ら国民を守る党の各派共同提案に係る決議案につ

きまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明

申し上げます。

案文を朗読いたします。

北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案

十一月二十一日、北朝鮮は、衛星打ち上げを

目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を強行し、分離したものの一部が沖縄本島と宮古島との間の上空を通過し、太平洋上に落下したとみられる。また、北朝鮮が発射した何らかの物体が地球を周回していることを確認した。

北朝鮮は、昨年以来弾道ミサイルを八十発以上も発射しており、かつてない高い頻度で続々

一連の挑発行動は、国際社会に対する深刻な挑戦である。このような中で、昨年十月及び本年八月に引き続き、我が国の上空を通過する形で発射を強行したことは、我が国の安全保障に

とって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。このような北朝鮮の行為は、関連国連安保理決議及び日朝平壤宣言への違反であり、断じて容認できない。

本院は北朝鮮に対し重ねて厳重に抗議し、最も強い表現で非難する。さらに、挑発行動を中止し、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄するよう強く求めれる。

国際社会は、国連安保理決議等を踏まえ、結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。政府においては、国連加盟国に對し、これまでの国連安保理決議に基づく制裁措置の完全な履行を実現するよう働きかけを一層強化しつつ、米国、韓国等関係各国と緊密に連携し、北朝鮮に対する一層厳格で実効的な措置を取るよう求めるべきである。

北朝鮮の高い頻度で続く一連の挑発行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすもので、我が国を含む国際社会全体に対する深刻な挑戦です。今般の発射は、地域の緊張を一方的に

更に高める深刻な挑発行為であり、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、航空機や船舶はもとより、付近の住民の安

全確保の観点からも極めて問題のある行為です。

我が国は、北朝鮮に対して厳重に抗議し、最も強

い表現で非難しました。

我が国としては、北朝鮮に対し、改めて、関連

府の総力を挙げた努力を傾注し、もつて国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

以上であります。

申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

よつて、本決議案は可決されました。(拍手)

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。岸田文雄内閣総理大臣。

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) ただいまの御決議への所信を申し述べます。

十一月二十一日、本年八月に引き続き、北朝鮮が日本列島の上空を通過する形で、国連安保理決議違反である弾道ミサイル技術を使用した発射を行なったことは極めて遺憾であり、我が国として

強行したことは断じて認めできません。

北朝鮮の高い頻度で続く一連の挑発行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすもので、我が国を含む国際社会全体に対する深刻な挑戦です。今般の発射は、地域の緊張を一方的に

更に高める深刻な挑発行為であり、我が国の安全

保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、航空機や船舶はもとより、付近の住民の安

全確保の観点からも極めて問題のある行為です。

我が国は、北朝鮮に対して厳重に抗議し、最も強

い表現で非難しました。

一

する国連安保理決議を即時かつ完全に履行するとともに、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向け具体的な行動を取るよう強く求めます。

今後とも、米国、韓国を含む関係国とも緊密に連携しながら、国連安保理決議の完全な履行等を全ての国連加盟国に強く働きかけてまいります。政府としては、引き続き、我が国の平和と安全の確保、国民の安心、安全の確保に万全を期すべく、情報収集、分析の徹底、国民への適時的確な情報提供を行うとともに、防衛力の抜本的強化のための各種施策を着実に実施し、抑止力、対処力を強化してまいります。

最重要課題である拉致問題は、時間的制約のある人道問題です。御家族も御高齢となる中、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、全力で果斷に取り組みます。

ただいまの御決議の趣旨を体し、核、ミサイル、そして、最重要課題である拉致問題の包括的かつ早急な解決に向けて、全力を尽くしてまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 日程第一 令和五年度一般会計補正予算(第1号)

日程第二 令和五年度特別会計補正予算(特第1号)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長末松信介君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

括して採決いたしましたところ、賛成多数をもつていれば原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○末松信介君 ただいま議題となりました令和五年度補正予算二案の審査の経過と結果を御報告申しあげます。

補正予算二案は、去る十一月二十日に国会に提出され、同日、財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院から送付の後、二十七日から本日まで、岸田内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質疑を行いました。

質疑は、現下の社会経済情勢を踏まえた政策対応の在り方、定額減税及び給付金による地方自治体の事務負担への対応、少子化対策に係る財源の在り方、賃上げに資する診療報酬改定等の重要性、今後の農業政策の方向性、防衛力整備計画に係る費用の見通し、予備費や基金等の予算計上の在り方、トリガー条項凍結解除の必要性、交際費課税制度見直しの必要性、中小企業の価格転嫁に向けた取組、ライドシェア導入の見通しと課題、大阪・関西万博に要する経費の見通し、イスラエル・パレスチナ情勢に係る政府の外交方針、政治資金收支報告書不記載への対応など、多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

本題に入る前に、国民の間で日に日に高まってゐる岸田政権の政治姿勢に対する疑問、疑念、疑惑の声を代弁させていただきます。

岸田政権の支持率が記録的に下落しています。総合経済対策や今回の補正予算案も全く評価されていません。総理、一体なぜだとお考えですか。

岸田総理は言つていていることやつていることが違うと、国民の信用を失っています。本当は防衛増税をやりたいのに、一時的な減税を提案。子育て支援策は異次元どころか低次元、防衛費よりも後回しで財源もない。こどもまんなかどうたうこども家庭厅は教育を担当しない、真ん中が抜けている。新設した感染症統括庁も、五類となつたコロナは対象外で、今統括する感染症はない。ボーズだけで、国民を欺く政治です。

聞く耳と言ひながら聞いていない。あるいは、ただ聞くだけで、国民のためになる政治をやらなければなりません。最たる例が、政務三役の連續辞任の不適材ない。最たる例が、政務三役の連續辞任の不適材ない。最たる例が、政務三役の連續辞任の不適材ない。

本補正予算では、防衛力強化資金を含め一兆八千億円余りの関連予算が計上されました。精査が必要です。トマホークのような古い武器の大量輸入は本当に必要でしょうか。武器ではなく、人工衛星などの先端技術をもつと磨き、情報力で専守防衛力をもつと高めるよう考えるべきではない

算案に反対の理由を申し述べます。

第一に、緊要性が全く欠如していることです。

補正予算は本来、財政法第二十九条が規定する、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出です。しかし、物価高対策などものが多く含まれています。例えば、今回の補正予算では、基金の見直しが行われようとする中で、計三十基金の新設や積み増しのために約四兆三千億円が計上されていますが、今年度中に執行しないものも含まれており、緊要性が乏しいと断ぜざるを得ません。

第二に、国債への依存です。

約十三兆一千億円にも上る巨額な補正予算案、このうち約八兆九千億円をも国債に丸投げし、将来世代に負担を先送りするのは問題です。今だけ、自分だけ、仲間だけの利己的な姿勢の莫大な無駄遣いはやめるべきです。

第三に、今回の補正予算の内容が大幅に国民のニーズから懸け離れていています。特に問題だと思われる三点を指摘します。

まずは、防衛費に係る問題です。

政府は、国際危機の高まりを強調し、国会で十分な議論もなく、政府・与党内の検討と閣議で、五年で約四十三兆円もの防衛費倍増を決定しました。国民の暮らしを守る予算とのバランスが悪過ぎます。

本補正予算では、防衛力強化資金を含め一兆八千億円余りの関連予算が計上されました。精査が必要です。トマホークのような古い武器の大量輸入は本当に必要でしょうか。武器ではなく、人工衛星などの先端技術をもつと磨き、情報力で専守防衛力をもつと高めるよう考えるべきではない

次いで、原案と修正案を併せて討論を行い、まことに採決いたしましたところ、賛成少数で否決されました。

次いで、政府提出の令和五年度補正予算二案を一括して議題といたします。

次いで、政府提出の令和五年度補正予算二案を一括して議題といたします。

次に、主に三點に絞り、令和五年度補正予

算剰余金から一兆三百九十億円が防衛力強化資金

に積み立てられますが、その分国債を増発するこ  
とは、財源ロンダリングにほかなりません。

なお、中東及びロシア、ウクライナの痛ましい  
紛争に国民は胸を痛めています。戦争では、どの

国でも市民が被害者です。平和憲法を持つ日本  
は、徹底した人道主義に立ち、即時停戦に尽力す  
べきです。また、安保理改革のみならず、国際司

法裁判所、ICJの受諾宣言を促進し、法の支配  
による国際秩序の強化を進めるべきです。

二点目は、人、教育への投資が全く欠如してい  
る問題です。

コロナ禍で非正規雇用の多い母子家庭を始め貧  
困層が拡大し、不登校も急増し、子供食堂が社会  
現象となりました。立憲民主党が以前から提案し  
ている小中学校の給食無償化は、年間約四千億円  
で実現可能です。つまり、今年度末まで約一千億  
円で無償化できます。補正予算で取り組むべきで  
はないですか。

教育の現場は、コロナ禍によって不登校も急増  
し、人材が不足しています。しかし、人件費その  
ものは増やされず、教師人材確保強化推進事業の  
ための五億円程度しか計上されていません。盛山  
大臣が教員のなり手不足に名案がないと発言し撤  
回しましたが、政府の教育への関心の低さがこの  
補正予算にも表れています。

三点目は、公共サービスを守るために予算が全  
く不足している問題です。

消費が冷え込むのは、安心できる社会ではない  
ためです。公共サービスは、たとえ収益性が低く  
ても、国民のために維持すべきものです。政府の  
コストカット推進で公共サービスは崩壊寸前で  
す。そもそも、少子高齢化と言われて久しい日本  
で、ほとんどの国民が育児環境、教育費、介護に

悩んでいる状態は、政治の失敗です。

バスやタクシーなどの地域交通網もコロナ禍で  
危機に瀕しています。今論争になつていてるライド  
シェアは、運転手の離職や低賃金化、企業収益の  
悪化に拍車を掛け、かえつて地域公共交通網を破  
壊するおそれがあります。極めて慎重な検討が必  
要です。

どうしてこんなに政府の方針が国民の期待から  
ずれるのか、改めて考えてみました。

まず、政府が経済を、しかも一握りの大企業や  
富裕層が豊かになる経済を優先し、国民生活を輕  
視しているからです。

岸田総理は、今臨時国会の所信表明で声高に経  
済、經濟、經濟と呼びましたが、今最も大切にし  
なければならないのは、人、人、人です。

失われた三十年、産業は競争力を失い、先進國  
唯一賃金が上がりらない日本。氷河期世代など賃金  
が低く不安定な非正規雇用の割合が増え、派遣労  
働者は言わば中抜きもあり、働いても暮らしは楽  
になりません。分厚い中間層は消滅し、自殺者も  
増えています。

トリクルダウンは幻想で、結局は大企業、株  
主、天下りなど、利権のある一部企業が得をす  
る。庶民に恩恵はなく、格差社会が広がりました  
た。コロナ禍や物価高で国民が苦しみ、中小企業  
の資金繰りが悪化、負債が増加しても、大企業の

税強化など、格差を是正する公平な税制度に改善  
すべきです。

こんなにも国民の声が響かないのは、岸田総理  
が世襲で、お金持ちで、男性で、暮らしの実態を  
知らないからでしょうか私は通勤しながら二人  
の子供を育ててきたシンガルマザーです。今朝も

子供の忘れ物を小学校に届けてから国会に駆け付  
けました。

この補正予算は、政府のデフレ脱却政策を受け  
て作成されましたが、デフレは物価の継続的下落  
です。私たち国民は、今、激的な物価高、インフ  
レに苦しんでいます。この物価高の大きな原

因は、いまだに続いている異次元の金融緩和によ  
る金利差、それによる大幅な円安です。食料や工  
ネルギーなど生活必需品の海外依存度が高いた

め、物価高が家計を直撃しています。全てが高く  
て手が出ない。これほどの物価高に及んでも、ま  
だ経済、輸出企業を優先して円安を放置、国民生  
活を犠牲にする政府の姿勢が問題です。

企業も、円安を誘導して安いから買つてももらう  
のでは買いたたかれるだけです。高くて世界か  
ら選ばれる技術やサービスを長期的な視点で育て  
る骨太な産業政策に転換すべきです。

岸田総理はコストカット型経済が問題と言いま  
したが、それを進めたのは今の政権与党ではあり  
ませんか。バブル経済後の失われた三十年、国際  
競争力が低下してもコストカットで経済大国を競  
い続け、格差が広がり、国民は疲弊しました。そ  
の結果、総理が目指すゴールが、明日は今日より  
良くなると国民が信じることができる社会の実現  
という大変寂しい日本になりました。

資源の乏しい日本においては、人こそが最大の  
財産です。人を守り育てるところこそが、経済、產  
業の復活にもつながります。経済至上主義ではなく  
く、一人一人の国民の幸福度を軸とした国家へと  
転換し、安心で働きやすい社会へと国家予算の優  
先度を変えるべきです。

以上、令和五年度補正予算に反対する理由を申

し述べました。不要不急の無駄が多く、多額の国  
債に依存するこの補正予算が採択されるようで  
は、日本と子供たちの未来が危ないと言わざるを

得ません。

私たち立憲民主党は、国民の暮らしに真正面に  
向き合い、人と未来へ投資し、安心できる社会の  
ために政治改革を進めることをお誓いして、私の  
反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 足立敏之君。

〔足立敏之君登壇、拍手〕

○足立敏之君 自由民主党の足立敏之です。

私は、自民、公明を代表し、ただいま議題とな  
りました令和五年度補正予算二案に対し、賛成の  
立場から討論を行います。

まず、本補正予算案に賛成する主な理由を申し  
述べます。

第一に、デフレとコロナ禍により傷つき、供  
給、需要の両面で体力が落ちている我が国経済が  
デフレからの完全脱却に向けて力強く進んでいく  
ために十分な財政規模を確保している点です。

GDPや今年の春闇での賃上げ率を見れば経済  
が回復基調にあることは間違ひありませんが、実  
質賃金はマイナスが続いている。現下の物価上  
昇は、需要の盛り上がりによるものではなく、エ  
ネルギー価格の高止まりなど国外の要因によるも  
のであります。そのような状態で需要を支えるこ  
とにちゅうちよをすれば、消費は物価高に負け、  
再びデフレに逆戻りとなりかねません。我が国経  
済が力強い前向きの好循環を生むためには、思い  
切った規模感を持つ対策が絶対に必要です。

第二に、物価上昇により厳しい生活を強いられ  
ている生活者への支援がしっかりと講じられてい  
る点です。

住民税非課税世帯には、今年の夏の一世帯三万  
円の支援に加えて、七万円の給付を追加、計十万  
円の支援を行います。来年六月からは、一人当た

り所得税三万円、個人住民税一万円、合計四万円の定額減税をスタートさせます。この定額減税と賃上げの相乗効果により可処分所得を増加させ、物価高への対応や家計消費の強化を図ります。

私も、参議院自民党の不安に寄り添う政治の方へ同行をいたしましたが、定額減税と住民税非課税世帯への給付による支援とのはざまなる世帯人数が多い子育て低所得世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方々への支援についても年末までに対応が決められることとなつております。期待したいと思ひます。

なお、物価高に苦しむ生活者や事業者を支援する重点支援地方交付金も、地方自治体からの要望を受けて、追加予算に盛り込んでいます。

第三に、賃上げ環境の改善に努めている点であります。

特に、就業者の七割が働く中小企業等につきましては、赤字法人でも賃上げを先行的に実施できるよう、税額控除の繰越制度を創設をいたしました。また、賃上げ原資を確保できるよう、原材料費やエネルギーコストの上昇分の全額転嫁など、政府を挙げて価格転嫁対策の強化拡充に取り組みます。

同時に、実質賃金引上げが継続できるよう、人手不足に悩む中小・小規模事業者における省人化、省力化投資や、生産工程を抜本的に改革するための施策や、GXやDXといった成長のエンジニアとなる分野への国内投資を促進させる措置にも

力を入れている点であります。

地域の雇用や経済活動に大きな効果をもたらしている大規模な先端半導体等の生産拠点の整備に向けた支援、さらにはデジタル時代の次世代物流の先行的実証実験の実施や、宇宙や海洋の開発、利用の推進のための基金の確保等を行っています。

また、コロナ禍前を超える数となつた外国人旅行者による消費拡大、国際的にニーズが高い日本の農林水産物・食品の輸出の促進に向けた施策に

より、双方とも年間五兆円の実現をにらんだ予算も計上しています。

建設産業分野のグリーン化やスマート化、あるいは我が国の魅力である地方の文化資源や自然資源等を最大限に生かす取組を進めるための経費も盛り込まれています。

最後に、国民の命と生活を守る防災・減災、国土強靭化や災害復旧、さらには生産性の向上など、国内投資の拡大につながる社会資本整備のた

めの公共事業予算をしっかりと確保し、事前防災対策やインフラの充実強化、老朽化対策の推進とともに、フローとストック両面において経済効果の発現を図つている点について申し上げたいと思ひます。

これまで、政府は、防災・減災、国土強靭化のための五か年加速化対策の下、災害の発生を未然に防ぐ事前防災を進めてまいりましたが、過去の同規模の降雨による被害と比較してもその効果が顕著であるとの声を全国各地の首長さんたちから伺っています。

また、昨今の資材価格の高騰と賃上げの実現を十分に配慮した上で思い切った公共事業予算を確保している点につきましても大いに評価されるべきであり、さらには、この加速化対策後も、改正

した国土強靭化基本法に基づき実施中期計画を取りまとめることとしておりまして、引き続き切れ目なく国土強靭化への取組を継続していく強く強い覚悟が示されているものと受け止めております。心から感謝を申し上げたいと思います。

七月から九月期のGDPは、前年同期以来のマイナスとなりました。国内景気判断も十ヵ月ぶりに下方修正され、緩やかに回復という表現に一部に足踏みとの言葉が加わり、内需に力強さが欠けていることを踏まえた表現となつていています。

物価高で、低所得世帯も年末年始への不安を高めています。ここに来て、デフレからの完全脱却に向けた道筋に不透明感が増しております。このような時期だからこそ、何としてもデフレ完全脱却の達成まで国民の皆様が抱える不安や苦しさに寄り添い、物価高を乗り越えなければなりません。そのためにも、総合経済対策に盛り込まれた施策の裏付けとなる補正予算案の一刻も早い成立は極めて重要であるというふうに考えます。

インフラの再生なくして日本の再生なし。公共投資拡大を含めた補正予算の確保が我が国経済の再生のため不可欠です。議員各位に本予算案への賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 山添拓君。  
〔山添拓君登壇、拍手〕  
日本共産党を代表し、二〇二三年度補正予算案に反対の討論を行います。

パレスチナ・ガザ地区での戦闘中断が二日間延長されました。ところが、ガザに入ったイスラエル・ネットニヤフ首相は、勝利するまで戦いを続け

再開を宣言しています。これ以上の殺戮を許しません。戦闘中止から即時停戦へ、日本政府としても強く働きかけるべきです。

総理は、国際人道法違反の法的評価は難しいと繰り返します。しかし、いかなる理由があつても病院への攻撃は許されません。関係国との意思疎通を理由に即時停戦を求めることも拒みました。

アメリカの顔色をうかがう余り法の支配を投げ捨てるなど、断じて容認できません。

本補正予算案に反対する最大の理由は、物価高騰を理由に即時停戦を求めることが通じないからにほかなりません。

経済対策の目玉とされる減税、給付を評価しないと答える人が七割近くに上ります。一回限り、半年先の減税は、その後に大軍拡への増税が待ち構え、加えて税収増の還元という当初の説明が事実に反することまで明らかとなり、政権の人気取りだと多くの国民に見透かされています。税財政を弄ぶのはやめるべきです。

十月の消費者物価指数は一・九%上昇し、食料品では七%以上のプラスが十一か月続いている。減税するなら、消費税減税を今こそ決断すべきです。買物のたびに減税効果を実感でき、消費に結び付き、GDP押し上げ効果も見込まれます。今や世論調査で六割近い国民が求めています。総理は、この声を聞き、消費税五%への緊急減税、インボイス中止を決断すべきです。

物価高騰を上回る賃上げを実現すると言ひながら、その方法に攀げられるのは効果が限定的な賃上げ減税と政労使会議でのお願いにすぎず、従来の延長です。実質賃金が十八か月連続でマイナスとなりました。賃金はむしろ下がつてきたという現実を直視すべきです。

イギリスでは、来年四月、最低賃金を九・八%

報 (号外)

円に引き上げ、時給十一・四四ボンド、二千三百三十二円に引き上げます。一方、直近二年半の日本の最低賃金の伸び率は、名目、実質ともO E C D 平均値の三分の一にとどまります。政治の責任で賃金を底上げするには、日本でも最低賃金の大福な引き上げが必要です。

日本共産党は、異常に膨れ上がった大企業の内部留保に时限的に課税し、中小企業を支援し、最低賃金時給千五百円を目指した引上げを提案してきました。自民党の中からも、内部留保課税で賃上げ支援をという案が出ています。総理は、二重課税に当たるという指摘があると及び腰ですが、法的根拠もない言い訳はやめ、本腰を入れた議論を進めるよう求めます。

士や消費生活相談員、図書館司書など、自治体で働く多くの専門職が非正規です。公務の職場から大幅な賃上げを進め、間接差別をなくすべきです。

三十年來のコストカット型経済を変革するというなら、非正規化による人件費の削減、これを支えてきた政治の責任を率直に認め、待遇格差をなくし、恒常的な仕事は正規を当たり前にする、低賃金の構造を政治の責任で改めるべきです。

十三兆円を超える本補正予算案のうち、物価高から国民生活を守るという項目は二・七兆円、一割程度にすぎず、物価対策と無縁で民意に反する税金の無駄遣いが多数盛り込まれています。

その顕著な例が大阪・関西万博の関連経費で

業優遇政治です。過去最大、八千百三十億円に上る軍事費まで済り込ませているのは異常と言はばありません。スタンドオフミサイルを始め、憲法違反の敵基地攻撃能力保有に前めりの岸田政権が、これら器の前倒し配備を狙うなど言語道断です。オスプレイ配備を予定する佐賀空港、米空母駆逐機の着陸訓練を行おうとする馬毛島、さらには沖縄の民意も地方自治も踏みにじつて進める辺野古新基地など、基地増強の加速は許されません。その上、防衛力強化資金一兆円の積み増しまで計上されています。

は僅か月六千円。一桁足りません、  
政府は、社会保障費の歳出改革と称して、診療  
報酬や介護報酬の削減を検討しているといいま  
す。全体の一四%、九百万人に上る医療・介護従  
事者の賃下げは、経済全体に波及し、医療と介護  
を崩壊させかねません。やるべきことが全く逆で  
す。

いが七割近くに上る中、日本館建設費など更に八百三十億円を超える国庫負担があることが改めて明らかになりました。湯水のように税金をつぎ込み、国民の身を削る方博は中止を決断すべきです。

自民党主要五派閥の政治資金パーティーをめぐる疑惑は、収支報告書の訂正で済まされる問題ではないことを示しています。絶対に戦争にさせない平和外交で、対話と協力の地域を築くことこそが政治の役割です。戦争準備の大軍拡に断固反対します。

私は、ただいま議題となりました令和五年度一般会計補正予算(第1号)、令和五年度特別会計補正予算(特第1号)の両案について、会派を代表して、賛成の立場から討論いたします。

まず初めに、今般の補正予算案について、財政法上の緊要性の判断、多額の基金の積み増し、多額の予備費の流用、国民負担率の上昇懸念等、懸

審議を通じて、公務職場の非正規労働者の処遇改善に後ろ向きな政府の姿勢があらわになりました。田村智子議員が全省庁から資料を取り寄せたところ、いわゆる正規職員は男性二十万人、女性五万九千人、非正規は男性約三万人に対して女性は約六万人と、非正規で女性が多数を占め、しかも女性は男性より低賃金でした。河野大臣は、法に基づき適切に運用されていると開き直りましたが、これは典型的な間接差別です。問題意識を持たない姿勢 자체が大問題です。

非正規職員が、ハローワークで就労相談や求人開拓など専門性の高い仕事を担っています。保育

七億円も計上しています。総理は本会議で、メリストを丁寧にお伝えしていくと述べましたが、十月の利用率は四・五%と六か月連続で低下しました。デメリットや不安の方が大きいからこそ使われていません。これ以上税金を費やすべきではありません。

半導体企業など特定企業への巨額の補助金を可能とする多額の基金が積み上げられています。四千七百六十億円の補助が決定している台湾の半導体企業TSMCに追加の補助を行おうとしている企業です。三千三百億円の支援決定を受けている先端半導体企業フビダスは、更に二兆円の支援を国に要

不記載が発覚したのはパーティ券を購入する側が收支報告義務を負う政治団体の場合に限られ、企業が購入する分で同様の問題がないのかかれ明らかにされていません。冰山の一角である可能性が大きいにあり得ます。

収入を実際より少なく記載し、パーティ券を購入した議員が自由に使えるようにする、裏金ではないかという指摘が自民党関係者からも相次いでいます。総理は、自民党全体で裏金がないとは既言していません。徹底的に調査すべきです。

昨年、総理は、一回の収入が一千万円を超える大規模な政治資金パーティーを六回も開催し、こ

念すべき点が複数あることをあらかじめ指摘させていただきます。

コロナ禍以降の補正予算における急激な歳出の増加は、需要を牽引しGDPギャップを埋め合わせるという理由で合理化できますが、現在のようにGDPギャップが解消した景気回復期には、応急的な災害復旧等を除けば、原則的には厳に抑制的に措置すべきだと考えます。補正予算には緊要性の要件がありますが、この緊要性が要件として機能していないと見受けられる事業が多くあります。緊要性の拡大解釈が横行している補正予算計上プロセスに強く懸念するとともに、例えば半年

令和五年十一月二十九日 參議院会議録第七号

## 令和五年度一般会計補正予算(第1号)外一件

先の予算措置では間に合わない緊要性の証明など、補正予算全体において緊要性をより詳細で明確な要件設定をすることを政府に要望いたしました。

基金の積み増しについても懸念をお伝えいたしました。

うち約四・三兆円、約三三%が基金への投入に充てられています。昨年度末の基金残高も十六・六兆円に上り、想定された資金需要がなく資金が活用されず死蔵される、そのような基金の弊害を疑わせる不透明な状況が続いていることを憂慮します。

本補正予算で多額の予備費を減額したことについても同様です。今次補正予算の歳出総額は約十兆円に上り、当初予算に計上された経費の減額分を含めなければ、その規模は十六・七兆円に上ります。今般減額した予備費計二・五兆円は、そのうちの約一五%に上ります。当初予算で多額の予備費を計上し、年度途中でコロナ・物価高予備費とウクライナ予備費を半減して補正予算の財源とすることは、予備費総額の算定に大きな疑義があると言わざるを得ず、政府には強く指摘しておきます。

他方で、今はデフレの後退懸念を解消すべきときであるという点は理解します。そのためには知恵を出し合うことが必要です。財政の平時への回帰という政府の方針からは考えられない規模の財政支出ですが、今をデフレ脱却の転換点とするため、資金の逐次投入ではなく、カンフル剤としての大規模な財政支出をするという説明は一定程度理解できます。しかし、こうした財政支出がインフレ加速剤とはならずに真のカンフル剤となるために、補助金のばらまきではなく、眞の供給力強化措置として執行されることを強く要望いたします。

また、総理は二〇二五年度のプライマリーバランス黒字化という財政健全化目標を繰り返し述べられており、この発言を重く受け止めます。二〇二五年からのプライマリーバランス黒字化に向けて、供給力強化の傾向が確かなものになるためには、抜本的な構造改革が不可欠です。

今次補正予算がデフレ脱却からのカンフル剤であり、日本経済が補助金に依存するドーピング経済とならないよう、体质改善、すなわち抜本的な構造改革、行政改革が急務です。今般の経済対策では、三位一体の労働市場改革、医療DXの推進、外国人材の活用など、従前の経済対策よりも構造改革に重きを置いた記載が見られたことを評価します。

我が党は、社会保障・医療制度改革など、改革提言を政府に提示し、政府とは改革内容を競い合いつつ、抜本的な構造改革のために切磋琢磨していく所存です。その成果としての歳出削減を実現し、国民負担率の更なる上昇を防ぎ、将来世代への投資、子ども・子育て世代の負担軽減を図つてまいります。

基金に関しては、先般の質疑で総理から、基金終了期限の設定が重要であるとの河野行革担当大臣の発言を受けて、基金の点検、見直しを進めるとの答弁をいただきました。二十二日のデジタル行財政改革会議では、基金の期間設定、長期、短期の目標設定と検証などの具体的な基金の見直しを、横断的な方針、これを年内にまとめるように指示が出されましたと承知しております。これらの取組を評価し、今後の基金の見直しを厳しく見守ります。

最後に、万博についてお話しします。最初の万博の会場建設費が五百億円増加しました。現下

の厳しい経済状況の中で国民の負担が増加することについてははじくじたる思いです。しかし、万博開催にはコストを上回る大きなメリットがあると考えおり、中止や延期すべきではないと考えます。

以下、その理由を述べさせていただきます。

二〇二五年の大坂・関西万博のテーマは、「いのち輝く未来社会のデザイン」です。このテーマは、人間一人一人が自らの望む考え方、生き方を考え、それぞれ可能性を最大に發揮できるようになります。言い換えれば、格差や対立の拡大、AIやバイオテクノロジーなどの科学技術の発展といった新たな社会課題変化に直面する中で、参加者一人一人に幸福な生き方とは何かを正面から問う社会を国際社会が共創していくことを目指しています。

政府答弁にもあるように、二〇一六年の経産省試算では約二兆円の経済効果が見込まれています。この試算には今般の物価上昇は反映されていませんが、物価高騰による会場建設費の上昇と並行して経済効果も上昇していると考えられます。会場建設費というコストの上振れだけは議論して、経済波及効果というリターンの上振れを議論しないというのは、バランスが取れていないのではないかでしょうか。

今次国会の衆議院経産委員会では、経産省は我が党の議員の質疑に對し、今後、支出費増加に伴つて万博の経済効果は増加するという見通しを示されました。ある民間機関では、四千億円から五千億円の上振れが見込まれるとの試算も公表されています。経産省の試算は七年前のものであるため、政府からは最新の試算を出していただきたいと思います。

第二の理由は、定性的な要素です。その一つとして、私はこの時代に万博が発信するテーマの重要性に触れたいと思います。

今から九十年前、一九三三年のシカゴ万博は、出展者、参加者に共通のテーマが設けられた最初の万博で、「進歩の世紀」というテーマが掲げられました。国際協調の時代と言われた一九二〇年代末、一九二九年アメリカでは大恐慌が始まり、一九三〇年世界に広がり、一九三〇年代は分断と対立の時代と言われています。日本でも一九三一年満州事変があり、一九三三年国連の脱退がありました。このような分断と対立の暗い影の中、万博は未来への希望を発信しました。暗い時代だからこそ、こうしたメッセージを発信する意義があつたと考えます。

今回の万博がそのテーマをしつかり体験、共有できることとなることを望み、オールジャパンでの取組を支持し、私の討論といったします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 伊藤孝恵君。

(伊藤孝恵君登壇、拍手)

○伊藤孝恵君 国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵

私は、会派を代表し、令和五年度補正予算案に賛成の立場から討論を行います。

野党の役割は、厳しい行政監視によって政府の翻意や修正を迫ることとともに、与党より優れた政策を提示し、実現し続けることで、次はこの人たちにやらせてみると、政権の選択肢たり得たる存在になります。

今回、国民民主党が賛成するのは、ひとえにトリガー条項凍結解除によるガソリン価格を引き下げるためであり、交渉のテーブルに着くことを私たちは選びます。それが物価高に苦しむ家計を支えるとともに、企業のエネルギーコストを抑え、そうして生まれた利益こそが持続的賃上げの原資になるからです。

会計検査院は、今月七日に公表した令和四年度決算結果報告の中で、二〇二一年一月から導入された石油元売会社等への補助金一兆二千七百七十三億円のうち、およそ百一億円が消費者には届かず、ガソリンスタンンドの利益に回った可能性を指摘しました。

事実、石油元売三社の連結決算は、いずれも純利益を上方修正しています。原油価格の上昇と円安による備蓄原油の在庫評価益が膨らんだことに加え、政府補助金による需要の下支え及び燃料油販売の利益率が改善したことなどが影響しているとのことです。

会計検査院は、さらに、資源エネルギー庁がおよそ六十二億円を掛けて実施した価格モニタリング調査、いわく、週一回、全国二万か所のガソリンスタンドに、政府の補助金でガソリン代って下がりましたと聞き回る事業の必要性に疑義を呈しています。

当初から懸念されていた石油元売会社への補助金は本当にその全てがガソリン価格の引下げに使われるのかに対しての結論は、もう既に出ています。

さりとて、この期に及んで、やはり補助金の方が使い勝手がいい、トリガーを解除すると年一・五兆円の減収が出るという声も聞こえてきますが、補助金は年一・九兆円を要します。

国民から税金を取つて石油元売会社に配り、再び国民に戻そうとする過程で結局届かなかつたり、税金の無駄遣いが現に発生しているのだから、もう取るのをやめてはいかがでしょうか。

トリガー条項凍結解除による減税の方が合理的な上、百六十円を三ヶ月連続上回ったときという対策をする基準、やめる基準及びその手続が明確で、いつまで続けるのかが見通せない補助金より、出口戦略として筋がいいと思います。

最後は政治決断です。総理の決断を強く求めるとともに、本予算案に足らざる点についても、以下、具体的に指摘させていただきます。

第一に、消費と投資を下支えし、持続的賃上げを確実にするための生活減税が足りない点です。デフレからインフレに経済が移行する中で必要なのは、トリガー条項凍結解除のみならず、いわゆる暫定税率、二重課税の廃止と併せてガソリン減税、基礎控除、給与所得控除等の額を引き上げることで家計負担を軽減する所得税減税、賃金上昇率が物価上昇率を二%上回るまで、当分の

間、税率を一〇%から五%に引き下げるインボイス廃止を含む消費税減税、少額減価償却資産特別金の上限額を引き上げ、投資額以上の償却を認めています。

当初から懸念されていた石油元売会社への補助金は本当にその全てがガソリン価格の引下げに使われるのかに対しての結論は、もう既に出ています。

さりとて、この期に及んで、やはり補助金の方が使い勝手がいい、トリガーを解除すると年一・五兆円の減収が出るという声も聞こえてきますが、補助金は年一・九兆円を要します。

国民から税金を取つて石油元売会社に配り、再び国民に戻そうとする過程で結局届かなかつたり、税金の無駄遣いが現に発生しているのだから、もう取るのをやめてはいかがでしょうか。

トリガー条項凍結解除による減税の方が合理的な上、百六十円を三ヶ月連続上回ったときという対策をする基準、やめる基準及びその手続が明確で、いつまで続けるのかが見通せない補助金より、出口戦略として筋がいいと思います。

最後は政治決断です。総理の決断を強く求めるとともに、本予算案に足らざる点についても、以下、具体的に指摘させていただきます。

第一に、消費と投資を下支えし、持続的賃上げを確実にするための生活減税が足りない点です。デフレからインフレに経済が移行する中で必要なのは、トリガー条項凍結解除のみならず、いわゆる暫定税率、二重課税の廃止と併せてガソリン減税、基礎控除、給与所得控除等の額を引き上げることで家計負担を軽減する所得税減税、賃金上昇率が物価上昇率を二%上回るまで、当分の

間、税率を一〇%から五%に引き下げるインボイス廃止を含む消費税減税、少額減価償却資産特別金に対する取扱いは不適切と言わざるを得ません。最後に、総理の少子化対策に対する基本認識に一言申し上げます。

予算委員会の審議の中で、総理が、子育て世帯の受益部分を拡大する、スウェーデン規模にまで引き上げると繰り返されているのを聞いて、今更ながら、なぜ総理が子育て世帯が心底望んでいる年少扶養控除の復活について検討をしてくださらないのかがよく分かりました。家族関係社会支出には控除はカウントされないからです。

総理は、さきの通常国会で、OECD定義による家族関係社会支出を、二〇二〇年度のGDP比二%から倍にする、先進国最下位レベルから、スウェーデンの三・四%をベンチマークとして、先進国最高位レベルまで引き上げると言明されました。

十六歳から十八歳の扶養控除を削り、社会保険料を引き上げて支援金制度をつくり、それらを児童手当として現金給付すれば、家族関係社会支出の机上の数字は跳ね上がります。日本の順位も確実に上がりります。

しかし、総理、今見るべきは、机上の数字でも順位でもなく、可処分所得です。とにかくにも、子育て世帯の、これから子育てをする次世代の可処分所得をどう増やすかを考えていたいのです。

政府は、現在、高校生がいる世帯に児童手当を年一律十二万円給付する代わりに、所得税で二十八万円、住民税で三十三万円としている扶養控除の水準を一律で引き下げ、縮小する案を検討しているといいます。

少子化対策に必要なのは、給料を上げ、税負担

を下げ、社会保険料負担を下げ、給付、控除、無償化などの法的支援を拡充することです。

扶養控除の縮小は撤回の上、年少扶養控除を復活してください。各種子育て支援制度の所得制限を撤廃し、教育の完全無償化を目指してください。そうしてようやく我が国は少子化対策のスタートラインに立つことができます。

以上、本補正予算案の課題について申し述べました。

昭和五十二年、野党民社党は、異例の予算案賛成に回りました。同党は、長期化、深刻化する経済不況対策として一兆円減税を提起し続け、やがてそれは一政党の訴えの枠を超えて、野党共通の要求となりました。その要求に対し、政府が一定の譲歩を示したのだから、予算案に賛成するのは当初より提起し続けてきた党としての責任の表明なだと述べられています。

参議院で賛成討論に立った三治重信議員が残した議事録にはこうあります。およそ議会制民主政治を確立しようとする立場に立つならば、時には多少の不満を残しつつも、可能な限り国民の要求を現実的に満たすための不斷の努力を積み重ねていかなければならぬ。国の経済政策の目標は雇用の安定、すなわち完全雇用の維持と物価の安定にある。

国民党は、衆参たつた二十一人の政党です。我々が予算案に賛成したとて、大勢に影響はないと思われるかもしません。それでも、トリガーワーク凍結解除にこだわり、食らい付き、我々の行動を批判するその人の暮らしにも必ず利となる政策を実現したいと思っています。

総理の御決断を重ねて強く要望するとともに、財務省などは決して手を挙げて賛成しないことのトリガーワーク凍結解除。善決を最後に支えるのは、与野党を超えた議員たちが地元で拾い

集めてきた声であり、その発露としての賛意です。三十年ぶりの持続的質上げを何としても実現する。そのため今最も効果的だと思われるトリガーワーク凍結解除に対する理解を議場に切に呼びかけて、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(尾辻秀久君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(尾辻秀久君) 〔賛成者起立〕 過半数と認めます。

○議長(尾辻秀久君) よって、両案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

○議長(尾辻秀久君) 〔賛成者起立〕 この際、日程に追加して、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(尾辻秀久君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 過半数と認めます。

○議長(尾辻秀久君) よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 〔賛成者起立〕 これまで、委員長の報告を求めます。総務委員長新妻秀規君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(尾辻秀久君) 〔新妻秀規君登壇、拍手〕 つきまして、總務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長(尾辻秀久君) 本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、令和五

年度に限り臨時経済対策費及び臨時財政対策債権還基金費を設けるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、地方交付税の増加に伴う特例措置の妥当性、臨時経済対策費を含む地方交付税の算定方法の在り方、地方交付税の法定率を推進するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構について、当該研究開発に対する助成を行う業務を追加するとともに、当該業務等に要する費用に充てるための基金を設けようとするものであります。

委員会におきましては、基金による具体的な支援内容、基金の成果を評価する方法、宇宙航空研究開発機構の業務体制等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民の水野委員、日本共産党の吉良委員、れいわ新選組の船後委員より、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 〔賛成者起立〕 これまで、委員長の報告を求めます。総務委員長新妻秀規君。

○議長(尾辻秀久君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 これまで、委員長の報告を求めます。

○議長(尾辻秀久君) 〔賛成者起立〕 この際、日程に追加して、國立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(尾辻秀久君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 過半数と認めます。

○議長(尾辻秀久君) よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 〔賛成者起立〕 これまで、委員長の報告を求めます。文教科学委員長高橋克法君。

○議長(尾辻秀久君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 これまで、委員長の報告を求めます。

○議長(尾辻秀久君) 〔賛成者起立〕 これまで、本法律案に対しても附帯決議が付されております。

○議長(尾辻秀久君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 これまで、本法律案に対し附帯決議が付されています。

○議長(尾辻秀久君) 〔賛成者起立〕 これまで、本法律案に対し附帯決議が付されています。

○議長(尾辻秀久君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 これまで、本法律案に対し附帯決議が付されています。

○議長(尾辻秀久君) 〔賛成者起立〕 これまで、本法律案に対し附帯決議が付されています。

○議長(尾辻秀久君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 これまで、本法律案に対し附帯決議が付されています。

○議長(尾辻秀久君) 〔賛成者起立〕 これまで、本法律案に対し附帯決議が付されています。

○高橋克法君登壇、拍手)

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の結果と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、宇宙空間を利用した事業の実施を目的として民間事業者等が行う先端的な研究開発を推進するため、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構について、当該研究開発に対する助成を行う業務を追加するとともに、当該業務等に要する費用に充てるための基金を設けようとするものであります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 〔賛成者起立〕 これまで、本法律案に對して附帯決議が付されております。

○議長(尾辻秀久君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 これまで、本法律案に對して附帯決議が付されています。

○議長(尾辻秀久君) 〔賛成者起立〕 これまで、本法律案に對して附帯決議が付されています。

○議長(尾辻秀久君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 これまで、本法律案に對して附帯決議が付されています。

官 報 (号 外)

○議長(尾辻秀久君) この際、日程に追加して、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長長谷川岳君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔長谷川岳君登壇 拍手〕

○長谷川岳君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、物価高騰対策給付金について、その支給を受けることとなつた者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院地域活性化・ごども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長谷公一君より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、立憲民主・社民の岸理事、日本共産党的伊藤委員より賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

出席者は左のとおり。	議長	尾辻 秀久君
	副議長	長浜 博行君
議員		
伊藤 岳君	吉良 よし子君	
金子 道仁君	山添 拓君	
仁比 聰平君	青島 健太君	
倉林 明子君	中条きよし君	
音喜多 駿君	紙 智子君	
岩渕 友君	串田 誠一君	
高木かおり君	田村 智子君	
井上 哲士君	石井 苗子君	
東 実君	山下 芳生君	
室井 邦彦君	清水 貴之君	
浅田 均君	柴田 巧君	
小池 晃君	梅村みづほ君	
安江 伸夫君	高橋 光男君	
猪瀬 哲也君	下野 六太君	
塙田 直樹君	柳ヶ瀬裕文君	
竹内 博昭君	伊藤 孝江君	
片山 大介君	里見 隆治君	
宮崎 勝君	本田 顯子君	
梅村 聰君	杉 義博君	
佐々木さやか君	河野 久武君	
矢倉 克夫君	平木 大作君	

以上、御報告申し上げます。(拍手) した。  
○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたしま  
す。

令和五年十一月二十九日

参議院会議録第七号

議長の報告事項

一〇

櫻井 充君

鶴保 康介君

國務大臣

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

高市 早苗君

内閣府特命大臣

同日内閣から次の議案が提出された。

衛藤 晟一君

中曾根弘文君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

高市 早苗君

内閣府特命大臣

山東 昭子君

齊藤健一郎君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

高市 早苗君

内閣府特命大臣

大椿 ゆうこ君

村田 享子君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

三上 えり君

水野 素子君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

高木 真理君

古賀 千景君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

柴 槩一君

横沢 高徳君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

宮口 治子君

羽田 次郎君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

塩村あやか君

田島麻衣子君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

岸 真紀子君

石垣のりこ君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

和田 政宗君

森屋 隆君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

小沢 雅仁君

古賀 之士君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

小西 洋之君

熊谷 裕人君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

斎藤 嘉隆君

吉川 沙織君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

勝部 賢志君

德永 工リ君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

大家 敏志君

石橋 通宏君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

牧山ひろえ君

木村 英子君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

水岡 俊一君

蓮 福山 哲郎君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

橋本 聖子君

福山 哲郎君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

辻元 清美君

木村 英子君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

福島みづほ君

伊藤 仁君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

田村 まみ君

竹詰 仁君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

鬼木 誠君

伊藤 哲郎君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

大輔君

河野 博一君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

川合 孝典君

松村 祥史君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

浜野 喜史君

品子君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

杉尾 秀哉君

土屋 太郎君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

舟山 康江君

河野 博一君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

川田 龍平君

吉井 章君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

天富 大輔君

佐藤 正久君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

船後 靖彦君

吉井 章君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

櫻葉賀津也君

佐藤 正久君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

大輔君

佐藤 正久君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

天富 大輔君

佐藤 正久君

内閣総理大臣

岸田 文雄君

内閣府特命大臣

官報 (号外)

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(第二百十五回国会提出、本院継続審査)  
二百十一回国会提出、本院継続審査)  
情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案(第二百十五回国会提出、本院継続審査)  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
悪質ホストクラブ問題に関する質問主意書(塩村あやか君提出) 第五六号  
身体障害者福祉法第十五条に定める指定医師に関する質問主意書(塩村あやか君提出) 第五七号  
第二次岸田第二次改造内閣における「日本共産党と破壊活動防止法」に関する質問主意書(鈴木宗男君提出) 第五八号  
在留期間更新の遅延等により住民票が消除されることに関する質問主意書(石垣のりこ君提出) 第五九号  
同日次の質問主意書を内閣に転送した。  
自動運転に関する質問主意書(齊藤健一郎君提出) 第四四号  
福島第一原子力発電所の多核種除去設備(ALPS)で作業員が洗浄廃液を浴びた事故現場の仮設ホース、仮設タンクに関する質問主意書(石垣のりこ君提出) 第四五号  
福島第一原子力発電所の多核種除去設備(ALPS)の配管清掃作業中に飛散した洗浄廃液を浴びた作業員に偽装請負の疑いがあることに関する質問主意書(石垣のりこ君提出) 第四六号  
介護職員等の賃金引上げ額が最低賃金の引上げ額にも届いていないことに関する質問主意書(石垣のりこ君提出) 第四七号

同日内閣から次の答弁書を受領した。  
参議院議員梅村聰君提出DPC/PDPSにおける長期継続的に投与が必要で高額な治療薬の取扱いに関する質問に対する答弁書(第四二号)  
参議院議員石垣のりこ君提出放課後等デイサー書(第四三号)  
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
金融商品取引法等の一部を改正する法律  
情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律  
同日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条第三項の規定による令和四年度国債の債権の現在額総報告を受領した。  
一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために譲すべき措置に関する法律案(浜口誠君外一名発議) 参第七号  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
去る二十一日議員から次の議案が提出された。  
一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために譲すべき措置に関する法律案(浜口誠君外一名発議) 参第七号  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、次の答弁書を受領した。  
同日内閣から、物品管理法第三十八条第三項の規定による令和四年度物品増減及び現在額総報告を受領した。  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
去る二十一日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。

見直し条項が定められた議員立法の見直し状況に関する質問主意書(浜田聰君提出) 第五一号  
日本の朝鮮植民地時代の民間徴用者の遺骨問題に関する質問主意書(福島みづほ君提出) 第六〇号  
総額八百万円超の使途不明金不祥事が発生した認定NPO法人の代表が法務省やこども家庭庁の審議会委員であることの妥当性に関する質問主意書(浜田聰君提出) 第六一号  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
日本の朝鮮植民地時代の民間徴用者の遺骨問題に関する質問主意書(浜田聰君提出) 第五一号  
自衛隊の営内残留制度が隊員の離職原因となつてゐる可能性に関する質問主意書(浜田聰君提出) 第五三号  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員会の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

令和五年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第一号)

令和五年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

法律案(地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)(衆第二二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

生活保護行政の適切な運用に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第六二号)

不動産の流通に関する質問主意書(齊藤健一郎君提出)(第六三号)

我が国への排他的経済水域への中国による浮遊式障害物の設置に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第六四号)

外国人留学生の増加に対応する日本語教育の体制整備に関する再質問主意書(神谷宗幣君提出)(第六五号)

公的機関の職員の国籍に関する再質問主意書(神谷宗幣君提出)(第六七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員齊藤健一郎君提出自動運転に関する質問に対する答弁書(第四四号)

参議院議員石垣のりこ君提出福島第一原子力発電所の多核種除去設備(ALPS)の配管清掃作業中に飛散した洗浄廃液を浴びた作業員に偽装された。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

法律案(地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員長提出)(衆第二二号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

生活保護行政の適切な運用に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第六二号)

不動産の流通に関する質問主意書(齊藤健一郎君提出)(第六三号)

我が国への排他的経済水域への中国による浮遊式障害物の設置に関する質問主意書(神谷宗幣君提出)(第六四号)

外国人留学生の増加に対応する日本語教育の体制整備に関する再質問主意書(神谷宗幣君提出)(第六五号)

公的機関の職員の国籍に関する再質問主意書(神谷宗幣君提出)(第六七号)

参議院議員石垣のりこ君提出福島第一原子力発電所の多核種除去設備(ALPS)の配管清掃作業中に飛散した洗浄廃液を浴びた作業員に偽装された。

請負の疑いがあることに関する質問に対する答弁書(第四六号)

参議院議員石垣のりこ君提出介護職員等の賃金引上げ額が最低賃金の引上げ額にも届いていないことにに関する質問に対する答弁書(第四七号)

同日内閣を経由して内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和四年度特定公募型研究開発業務(大学発新産業創出基金事業)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(革新的研究開発推進基金)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和四年度特定公募型研究開発業務(ムーンショット型研究開発)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本学術振興会令和四年度特定公募型研究開発業務(地域中核・特色ある研究大学強化促進事業)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和四年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(経済安全保障重要技術育成プログラム)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和四年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(先端国際共同研究推進基金)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和四年度特定公募型研究開発業務(革新的GX技術創出)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和四年度特定公募型研究開発業務(創発的研究)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構令和四年度特定公募型研究開発業務(大学発新産業創出基金事業)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和四年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(経済安全保障重要技術育成プログラム)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和四年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(先端国際共同研究推進基金)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和四年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(革新的GX技術創出)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会令和四年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

同日内閣を経由して文部科学大臣から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

二十七条の三第二項の規定に基づく国立研究開発法人日本医療研究開発機構令和四年度特定公募型研究開発業務(創発的研究)に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。



同日次の質問主意書を内閣に転送した。

体が男性で心は女性の者が公衆浴場の女湯に入浴した場合における政府見解に関する質問主意書(浜田聰君提出)(第五四号)

自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する質問主意書(辻元清美君提出)(第五五号)

悪質ホストクラブ問題に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第五六号)

身体障害者福祉法第十五条に定める指定医師に関する質問主意書(塩村あやか君提出)(第五七号)

第二次岸田第二次改造内閣における「日本共産党と破壊活動防止法」に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)(第五八号)

在留期間更新の遅延等により住民票が消除されることに関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第五九号)

日本の朝鮮植民地時代の民間徴用者の遺骨問題に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第六〇号)

総務委員会に付託された。

文教科学委員	国土交通委員	予算委員
辞任 未松 梶原	宮口 治子君	大介君
補欠 信介君	水野 素子君	大介君
補欠 未松 信介君	中西 祐介君	祐介君
補欠 長谷川英晴君	秋野 公造君	勝君
補欠 嘉田由紀子君	東 徹君	徹君
補欠 紙 智子君	天島 大輔君	大輔君
補欠 佐藤 正久君	山本 佐知子君	君
補欠 上田 勇君	梅村 聰君	君
補欠 田村 智子君	浜口 誠君	君
補欠 山本 太郎君	梅村 香苗君	君
補欠 上田 勇君	山本 香苗君	君
補欠 佐藤 正久君	長谷川英晴君	君
補欠 佐藤 正久君	秋野 公造君	君
補欠 佐藤 正久君	嘉田由紀子君	君
補欠 佐藤 正久君	紙 智子君	君
補欠 佐藤 正久君	天島 大輔君	君
補欠 佐藤 正久君	浜口 誠君	君
補欠 佐藤 正久君	山本 佐知子君	君
補欠 佐藤 正久君	梅村 聰君	君
補欠 佐藤 正久君	浜口 誠君	君
補欠 佐藤 正久君	山本 佐知子君	君
補欠 佐藤 正久君	長谷川英晴君	君
補欠 佐藤 正久君	秋野 公造君	君
補欠 佐藤 正久君	嘉田由紀子君	君
補欠 佐藤 正久君	紙 智子君	君
補欠 佐藤 正久君	天島 大輔君	君
補欠 佐藤 正久君	浜口 誠君	君
補欠 佐藤 正久君	山本 佐知子君	君
補欠 佐藤 正久君	梅村 聰君	君
補欠 佐藤 正久君	浜口 誠君	君
補欠 佐藤 正久君	山本 佐知子君	君

同日議長は、次の衆議院提出案を地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会に付託した。

物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案(衆第一二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)

文教科学委員会に付託された。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

H H C Hなど危険ドラッグを含有するグミの呼称に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第六九号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七〇号)

原発避難計画策定プロセスの情報公開に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第七一号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七二号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七三号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七四号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七五号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七六号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七七号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七八号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七九号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七一〇号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七一一号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七一二号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七一三号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七一四号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七一五号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七一六号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七一七号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七一八号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七一九号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七二〇号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七二一号)

同日議員から次の質問主意書(山本太郎君提出)(第七二二号)

参議院議員浜田聰君提出見直し条項が定められた議員立法の見直し状況に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員浜田聰君提出自衛隊の営内残留制度が隊員の離職原因となつてゐる可能性に関する質問に対する答弁書(第五三号)

同日議長は、ナアム・ミヤーラ・モロツコ王国参謀部に際し発送した見舞状に対する礼状を接受した。

同日議長から次の報告書が提出された。

令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

参議院議員浜田聰君提出見直し条項が定められた議員立法の見直し状況に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員浜田聰君提出自衛隊の営内残留制度が隊員の離職原因となつてゐる可能性に関する質問に対する答弁書(第五三号)

同日議長は、ナアム・ミヤーラ・モロツコ王国参謀部に際し発送した見舞状に対する礼状を接受した。

同日議長から次の報告書が提出された。

令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

参議院議員浜田聰君提出見直し条項が定められた議員立法の見直し状況に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員浜田聰君提出自衛隊の営内残留制度が隊員の離職原因となつてゐる可能性に関する質問に対する答弁書(第五三号)

同日議長は、ナアム・ミヤーラ・モロツコ王国参謀部に際し発送した見舞状に対する礼状を接受した。

同日議長から次の報告書が提出された。

令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二号)審査報告書

令和五年度一般会計補正予算(第1号)及び令和五年度特別会計補正予算(特第1号)審査報告書

## 賛成者

青木 一彦

生稻 晃子

梶原 大介

神谷 政幸

古庄 玄知

友納 理緒

山本 啓介

山本佐知子

吉井 章

牧山ひろえ

横沢 高徳

塩田 博昭

青島 健太

窪田 哲也

竹詰 仁

山添 拓

北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する  
道ミサイル技術を使用した発射に抗議する  
道ミサイル問題のみならず、時間的  
的と/or 北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする  
的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を強行  
し、分離したものの一部が沖縄本島と宮古島との  
間の上空を通過し、太平洋上に落下したとみられ  
る。また、北朝鮮が発射した何らかの物体が地球  
を周回していることを確認した。

北朝鮮は、昨年以來彈道ミサイルを八十發以上  
も発射しており、かつてない高い頻度で統一連  
の挑発行動は、國際社會に対する深刻な挑戦であ  
る。このよくな中で、昨年十月及び本年八月に引  
き続き、我が國の上空を通過する形で発射を強行  
したことは、我が國の安全保障にとって重大かつ  
差し迫った脅威であるとともに、地域及び國際社  
会の平和と安全を脅かすものである。このよくな  
北朝鮮の行為は、関連国連安保理決議及び日朝平  
壤宣言への違反であり、断じて容認できない。

本院は北朝鮮に対し重ねて嚴重に抗議し、最も  
強い表現で非難する。さらに、挑発行動を中止

し、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄する  
よう強く求める。

國際社會は、國連安保理決議等を踏まえ、結束  
した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべ  
きである。政府においては、國連加盟国に対し、  
これまでの國連安保理決議に基づく制裁措置の完  
全な履行を実現するよう働きかけを一層強化しつ  
つ、米国、韓国等關係各國と緊密に連携し、北朝  
鮮に対する一層厳格で実効的な措置を取るよう求  
めるべきである。

北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、時間的  
制約のある人道問題である拉致問題も我が國の主  
権及び國民の生命と安全に関わる最も重大な問題  
であり、國際社會が結束して北朝鮮による核、ミ  
サイル、そして、最重要課題である拉致問題の包  
括的かつ早急な解決を図るべく、政府の總力を挙  
げた努力を傾注し、もつて國民の負託に応えるべ  
きである。

右決議する。

## 審査報告書

令和五年度一般会計補正予算(第1号)

令和五年度特別会計補正予算(第1号)

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

令和五年十一月二十九日

参議院議長 尾辻 秀久殿

予算委員長 末松 信介

出において、(1)物価高から國民生活を守る、  
(2)地方・中堅・中小企業を含めた持続的貢上  
げ、所得向上と地方の成長を実現する、(3)成  
長力の強化・高度化に資する国内投資を促進す  
る、(4)人口減少を乗り越え、変化を力にする  
社会改革を起動・推進する、(5)国土強靱化、  
(6)その他の経費、(7)国債整理基金特別会計  
へ繰入、(8)地方交付税交付金の合計で十六兆  
七千九百億五十六万円の追加を行い、他方、  
既定経費の減額により、三兆五千九十八億三千  
七百二十九万八千円の修正減少を行うこととし  
ている。歳入においては、最近までの収入実績  
等を勘案して、租税及印紙收入について千七百  
十億円の增收を見込むとともに、前年度剩余金  
受入三兆三千九百十億九千十五万三千円を計上  
するほか、税外収入七千六百二十億七千四百十  
万九千円の增收を見込み、公債金については、  
「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公  
債の増発二兆五千百億円のほか、「財政運営に  
必要な財源の確保を図るための公債の発行の特  
例に関する法律」第三条第一項の規定による公  
債の増発六兆三千六百五十億円を行うこととし  
ている。

この結果、令和五年度一般会計予算の総額  
は、歳入歳出ともそれ十三兆千九百九十一  
億六千四百二十六万二千円増額され、百二十七  
兆五千八百三億九千九百八十三万千円となる。  
令和五年度特別会計補正予算(特第1号)は、  
エネルギー対策特別会計等十特別会計につい  
て、所要の補正を行うこととしている。  
右の措置は、当初予算作成後に生じた事由で  
基づき、特に緊要となつたものについての予算  
措置であり、おおむね妥当なものと認める。

北朝鮮による衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射に抗議する決議案(令和五年度一般会計補正予算(第1号))、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

(2)地方・中堅・中小企業を含めた持続的貢上  
げ、所得向上と地方の成長を実現する、(3)成  
長力の強化・高度化に資する国内投資を促進す  
る、(4)人口減少を乗り越え、変化を力にする  
社会改革を起動・推進する、(5)国土強靱化、  
(6)その他の経費、(7)国債整理基金特別会計  
へ繰入、(8)地方交付税交付金の合計で十六兆  
七千九百億五十六万円の追加を行い、他方、  
既定経費の減額により、三兆五千九十八億三千  
七百二十九万八千円の修正減少を行うこととし  
ている。歳入においては、最近までの収入実績  
等を勘案して、租税及印紙收入について千七百  
十億円の增收を見込むとともに、前年度剩余金  
受入三兆三千九百十億九千十五万三千円を計上  
するほか、税外収入七千六百二十億七千四百十  
万九千円の增收を見込み、公債金については、  
「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公  
債の増発二兆五千百億円のほか、「財政運営に  
必要な財源の確保を図るための公債の発行の特  
例に関する法律」第三条第一項の規定による公  
債の増発六兆三千六百五十億円を行うこととし  
ている。

令和五年度一般会計補正予算(第1号)

右は本院において可決した。

令和五年十一月二十四日

参議院議長 尾辻 秀久殿

衆議院議長 額賀福志郎

## 一、費用

本法施行に伴い、令和五年度特別会計補正予算(特第1号)において、地方交付税交付金が一兆五百八十四億円追加されている。そのうち、普通交付税の増額(五千四百三十六億円)及び特別交付税の増額(三百五億円)を行つた上で、残余の額(四千八百四十三億円)が令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算されることになる。

また、財政投融资特別会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方公共団体金融機構納付金収入を千億円減額するとともに、令和五年度に行うこととしていた同特別会計借入金の償還予定額のうち三千億円の償還を繰り延べることとしている。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一項を改正する法律案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和五年十一月二十四日  
衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 尾辻 秀次殿

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)  
第一項中「二千二百億円」を「千二百億円」に改め、同項第三号中「二十八兆三千百

二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、「令和三十六年度」に改める。

附則第六条の二第一項第一号及び第三項中「この条の」を「第十条第三項本文の規定により令和五年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の」に改め、同一条を附則第六条の三とし、附則第六条の次に

付則第六条の三とし、附則第六条の次に「令和五年度震災復興特別交付税額及び三千五百五十億円」に、「及び令和五年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額」を「令和五年度震災復興特別交付税額及び百五十億円の合算額を加算した額」に改める。

## (特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のよう改める。

附則第四条第一項中「令和三十四年度」を「令和三十五年度」に、「二十八兆三千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十八兆六千二百二十二億九千五百四十万八千円」に改める。

附則第十条第三項を削り、同条第四項中「前項に規定するもののほか」を削り、「地方公共団体金融機構法」の下に「(平成十九年法律第六

とし)に、「から返還金等の額及び令和五年度震災復興特別交付税額」を「から返還金等の額、

令和五年度震災復興特別交付税額及び三千五百五十億円」に、「及び令和五年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額」を「令和五年度震災復興特別交付税額及び百五十億円の合算額を加算した額」とする。

附則第十二条第二項中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還費の基準財政需要額への算入)

第二条 令和五年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一條の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新法」という)第十二条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

加算した額とする。

市町村	道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
二 償還基金費	一 臨時経済対策費	二 臨時財政対策債	人口	人口	一千円につき
額	額	額	額	額	九五〇円

2

前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、臨時経済対策費に係るものにあっては人口の多少によ

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	
	人	千円
二 人口	該地方団体の人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当
一 臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年	(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十四号)第三条の規定による改正前の地方財政法(昭和二十三年法律第九百九号)第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができる」とされた地方債の額	正前年の地方財政法(昭和二十三年法律第九百九号)第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができる」とされた地方債の額
(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができる」とされた地方債の額	(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができる」とされた地方債の額	正前年の地方財政法(昭和二十三年法律第九百九号)第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十一年度までに起きた地方債の額
(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができる」とされた地方債の額	(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度において起こすことができる」とされた地方債の額	正前年の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすことができる」とされた地方債の額
(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度ま		

る段階その他の事情を参酌して、臨時財政対策費支度基金費に係るものにあつては当該則定期

る段階その他の事情を参酌して、臨時財政対策債償還基金費に係るものにあっては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。



4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。
(区分経理)
第二十二条 機構は、基金に係る業務の経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
第二十九条を削る。
第二十八条第二号中「第二十三条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、第四章中同条を第二十九条とする。
第二十六条第一項第二号中「第二十三条」を「第二十五条」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「及び第七号」を「及び第八号」に改め、同項第八号中「同条第六号」の下に「及び第七号」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条を第二十八条とし、第二十五条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とする。
第三章中第二十三条を第二十五条とし、第二十二条の次に次の二条を加える。
(国会への報告等)
第二十三条 機構は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)
第二十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十八条第七号の規定

により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の理事長」と、同法第二条第一項(第二号を除く。)及び第四项第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二项、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の事業年度」と読み替えるものとする。
第三十一条に次の一号を加える。
三 第二十二条第三項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して基金を運用したとき。
附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(印紙税法の一部改正)
3 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

審査報告書 物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
令和五年十一月二十九日 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長 長谷川 岳
参議院議長 尾辻 秀久殿
要領書
一、委員会の決定の理由 本法律案は、物価高騰対策給付金について、その支給を受けることとなつた者が自ら使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。
二、費用 本法律施行のため、別に費用を要しない。
三、施行の方法 物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案 右の本院提出案をここに送付する。
令和五年十一月二十四日 参議院議長 尾辻 秀久殿 衆議院議長 額賀福志郎

審査報告書 物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
第二条 (定義) この法律において「物価高騰対策給付金」とは、次に掲げる給付金(金銭以外の財産により行われる給付を含む。以下この条において同じ。)をいう。
一 物価が高騰している状況に鑑み、令和五年度の一般会計補正予算(第1号)における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、世帯に属する全ての者が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)を課されない者である世帯その他これに準ずる低所得者世帯に対し七万円を上限とする給付金を支給することを目的として交付されるものを財源として、市町村(特別区を含む)から支給される給付金
二、前号に掲げるもののほか、次のいずれにも該当する給付金であつて、その支給を受けることとなつた者が自ら使用することができるようにする必要があるものとして内閣府令・総務省令・財務省令で定めるもの
イ 物価の高騰の影響を受ける家計への支援を目的とする臨時の措置として支給されるものであること。
ロ イの支援を必要とする個人又は世帯として内閣府令・総務省令・財務省令で定めるものに対し給付金を支給することを目的として国が交付する補助金又は交付金を財源として都道府県、市町村又は特別区から支給されるものであること。
(差押禁止等) 第三条 物価高騰対策給付金の支給を受けることとなつた者が自ら物価高騰対策給付金を使用することができるよう、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等について定めるもの

2 物価高騰対策給付金として支給を受けた金額その他の財産は、差し押さえることができない。

(非課税)

第四条 租税その他の公課は、物価高騰対策給付金として支給を受けた金品を標準として課することができる。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなつた物価高騰対策給付金(第二条第一号に掲げるものに限る)についても適用する。ただし、第三条の規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

DPC/PDPSにおける長期継続的に投与が必要で高額な治療薬の取扱いに関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
令和五年十一月十日

参議院議長 尾辻 秀久殿

梅村 聰

DPC/PDPSにおける長期継続的に投与が必要で高額な治療薬の取扱いに関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
令和五年十一月十日

質問主意書

平成十五年四月に診断群分類に基づく一日当たり定額報酬制度(以下「DPC/PDPS」といふ)が導入されてから、二十年が経過した。導入以来、参加病院や対象病床が拡大するのと並行して、医療を取り巻く環境も大きく変化しており、とりわけ薬剤においてはバイオ抗体薬をはじめとするバイオ医薬品が数多く開発・承認され、

遺伝子・ゲノム解析の進捗に伴い希少疾病や難治性の疾患の治療薬が数多く上市されるなどモダリティが大きく拡大し、治療の選択肢が広がるとともに高薬価の薬剤を使用する機会が大きく増えている。

DPC/PDPSにおいては、長期継続的に投与が必要な高額な薬剤であるHIV感染症の患者に使用する抗HIV薬(以下「HIV治療薬」という)と血友病等の患者に使用する遺伝子組換え活性型血液凝固第V因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第V因子製剤、血液凝固第V因子製剤、乾燥人血液凝固第V因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体巡回活性複合体を含む)、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第V因子製剤及び遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤(以下「血友病治療薬」という)は包括評価の対象外であり、出来高算定できる取扱いとされている。医療資源を最も投入した傷病名により診断群分類を選択するDPC/PDPSにおいてこれら長期継続的に投与が必要な高額な薬剤を包括評価の対象とせずに出来る高算定できる取扱いとすることは、患者が受ける医療の質を担保するために極めて重要である。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 DPC/PDPSにおいては、原則として薬剤が必要で高額な治療薬の取扱いに関する質問主意書

平成十五年四月に診断群分類に基づく一日当たり定額報酬制度(以下「DPC/PDPS」といふ)が導入されてから、二十年が経過した。導入以来、参加病院や対象病床が拡大するのと並行して、医療を取り巻く環境も大きく変化しており、とりわけ薬剤においてはバイオ抗体薬をはじめとするバイオ医薬品が数多く開発・承認され、

い。

二 令和五年四月一日現在、一日薬価がHIV治療薬より高額な、長期継続的に投与が必要な薬剤は存在するのか。

三 令和五年四月一日現在、一日薬価が血友病治療薬より高額な、長期継続的に投与が必要な薬剤であつて、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」(令和四年三月十八日付け保医発〇三一八第二号。以下「留意事項通知」という。)の別添二「診断群分類定義表(以下「定義テーブル」という。)において個別に対応コードが定められておらず、かつ包括評価に含まれることとされている薬剤は存在するのか。

四 令和五年四月一日現在、一日薬価がHIV治療薬より高額な、長期継続的に投与が必要な薬剤であつて、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」(令和四年三月十八日付け保医発〇三一八第二号。以下「留意事項通知」という。)の別添二「診断群分類定義表(以下「定義テーブル」という。)において個別に対応コードが定められておらず、かつ包括評価に含まれることとされている薬剤は存在するのか。

五 令和五年四月一日現在、一日薬価が血友病治療薬より高額な、長期継続的に投与が必要な薬剤であつて、留意事項通知の定義テーブルにおいて個別に対応コードが定められておらず、かつ包括評価に含まれることとされている薬剤は存在するのか。

六 HIV治療薬や血友病治療薬より高額となるにも関わらず、留意事項通知の定義テーブルにおいて個別に対応コードが定められておらず、出来高算定もできない、長期継続的に投与が必要な薬剤と、HIV治療薬や血友病治療薬との取扱いの差異の理由は何か。

一 お尋ねについては、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号第一号)ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している者を対象とする診断群分類に基づく診療報酬の包括評価制度において、

医療資源を最も投入した傷病名とその診療行為等により決定される診断群分類に基づき評価を行つこととされているところ、御指摘の「HIV感染症の患者に使用する抗HIV薬及び血友病等の患者に使用する遺伝子組換え活性型血液凝固第V因子製剤、血液凝固第V因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第V因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤(活性化プロトロンビン複合体及び遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤)については、平成二十一年十二月二十四日の診療報酬調査専門組織DPC評価分科会における「高額な投薬や処置等を长期継続的に実施する疾患の患者が、その疾患とは直接関連のない他疾患の治療のため入院し、当該疾患を主病とする診断群分類点数表で包括点数を算定した場合には、高額な薬剤費等を

参議院議員梅村聰君提出DPC/PDPSにおける長期継続的に投与が必要で高額な治療薬の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議長 尾辻 秀久殿 内閣総理大臣 岸田 文雄 令和五年十一月二十日





インフラの技術的な基準については、政府としては、国際標準化の観点も含めて、自動運転車を製造する企業やその業界団体とも連携しながら、その策定等に取り組んでまいりたい。

福島第一原子力発電所の多核種除去設備(ALPS)で作業員が洗浄廃液を浴びた事故現場の仮設ホース、仮設タンクに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年十一月十三日

石垣のりこ

参議院議長 尾辻 秀久殿

福島第一原子力発電所の多核種除去設備(ALPS)で作業員が洗浄廃液を浴びた事故現場の仮設ホース、仮設タンクに関する質問主意書

令和五年十月二十五日、福島第一原子力発電所の放射性物質を除去する多核種除去設備(ALPS)の配管を洗浄する作業中に作業員が飛散した洗浄廃液を浴びて入院した事故が発生した。

今回の事故の発生原因について東京電力は、増設ALPSのフィルタ出口配管に溜まる「炭酸塩」を有毒な洗浄薬液「硝酸」で洗浄した際に発生する「洗浄廃液」をタンクへ送る仮設ホースが、「炭酸塩」と硝酸の化学反応により発生したガスの勢いで外れ洗浄廃液が飛散したことだと説明している。現場の写真を確認したところ簡易なホースを使つて簡易なタンクに送るようになつてゐるが、ホースが洗浄廃液を送る水圧等で動き回らないよう途中で固縛する必要があり、硝酸という有害な物質を扱うには余りに簡易過ぎる設備であると見受けられる。

一 今回の事故は増設ALPSで発生したものであります。福島第一原子力発電所の敷地内に設置された設備において仮設の設備で作業が行われている箇所があるのか伺う。ある場合、当該設備の名称、設置場所、設置期間及び機能、役割について示されたい。

令和五年十一月二十九日 参議院会議録第七号

質問主意書及び答弁書

年に三回限りの点検作業であるとしても硝酸のような劇物を使用する上に放射性物質除去前の水を取り扱う設備が仮設のままであるのは安全管理を認識しております」と述べている。違反である問題であると考える。

今回の事故を受け、東京電力が打ち出した対策

も飛散させない対策として「勢いよくガスが排出された場合でもホースが飛び出さない適切な固縛位置を計画する」「工事監理員および工事担当者は、計画通りの固縛位置になつてることを業者開始前に確認することとする」、「汚染させない対策として「作業に適した設備の徹底を図る。水を扱わぬ作業者であつても、水の飛散により汚染する恐れがある場合は、アノラックを着用する。」

というものであり、仮設のまま作業を行うことを前提としたものになつていて、

劇物である硝酸を扱うような作業では、硝酸に直接触れない、漏れない設備設計がまずは必要

で、アノラックを着るのは最後の策でしかない。

東京電力は事故の原因を作業員がアノラックを着用していなかつたことに矮小化しようとしているように思えるが、そもそもは仮設設備で危険な硝酸を用いて、放射性物質を含むスラリーといふ危険なものを取り除く作業を行つてゐることが最大の問題である。

今後三十年間、ALPS処理水の海洋放出を継続する限り当該作業が必要になるが、三十年先までずっと仮設設備のままで作業を継続するのではなく、洗浄廃液が飛散することのない設計の仮設

ではない設備を設置するべきだと考える。

以上踏まえて、以下質問する。

参議院議長 尾辻 秀久殿

五 上記、常設設備が完成するまでALPSの稼働を停止すべきだと考えるが見解を伺う。

右質問する。

令和五年十一月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

二

原

子

力

規

制

委

員

会

の

山

中

伸

介

委

員

長

は

令

和

五

年

十一

月

二

四

日

参

議

院

議

長

尾

辻

秀

久

殿

所(以下「福島第一原発」という。)において、例えれば、水を移送するホースやポンプ、作業のための電力を供給する電源やケーブル等を一時的に使用し、機器のメンテナンス等が行われているものと承知している。

お尋ねについては、現在、原子力規制委員会が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第六十四条の三に規定するが、政府の見解を伺う。

今後、安全に作業を行う為には仮設ホース、仮設タンクではなく常設設備を設けるべきと考えるが、政府の見解を伺う。

三 硝酸を取り扱う作業に従事する場合は労働全衛生法上、保護具の着用が必須である。今回の事故は労働安全衛生法違反の疑いもあると考

えられるが、政府の見解を伺う。

四 今後、安全に作業を行う為には仮設ホース、仮設タンクではなく常設設備を設けるべきと考えるが、政府の見解を伺う。

五 上記、常設設備が完成するまでALPSの稼働を停止すべきだと考えるが見解を伺う。

三について

お尋ねについては、個別の事案に關すること

であり、お答えすることは差し控えたいが、一

般論として、御指摘の「硝酸を取り扱う作業」について、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)により、事業者に對し、特定の作業に労働者を従事させるとときは、保護具を使用させなければならない等の必要な措置を義務付けている。

三について

お尋ねについては、個別の事案に關すること

であり、お答えすることは差し控えたいが、一

般論として、御指摘の「硝酸を取り扱う作業」について、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)により、事業者に對し、特定の作業に労働者を従事させるとときは、保護具を使用させなければならない等の必要な措置を義務付けている。

四及び五について

御指摘の常設設備の具体的に意味すること

が必ずしも明らかではないが、設備が一時的に使用するものが否かにかかわらず、原子炉等規制法第六十四条の三第五項の規定に基づき、東京電力は、福島第一原発の保安のための措置を実施しなければならないこととされており、必ずしも御指摘のように「今後、安全に作業を行つう為には仮設ホース、仮設タンクではなく常設設備を設けるべき及び常設設備が完成するまでALPSの稼働を停止すべき」とは考えていない。

一について

お尋ねの「仮設の設備」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)福島第一原子力発電

所(以下「福島第一原発」という。)において、例えれば、水を移送するホースやポンプ、作業のための電力を供給する電源やケーブル等を一時的に使用し、機器のメンテナンス等が行われているものと承知している。

お尋ねについては、現在、原子力規制委員会が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第六十四条の三に規定するが、政府の見解を伺う。

今後、安全に作業を行う為には仮設ホース、仮設タンクではなく常設設備を設けるべきと考えるが、政府の見解を伺う。

三について

お尋ねについては、個別の事案に關すること

であり、お答えすることは差し控えたいが、一

般論として、御指摘の「硝酸を取り扱う作業」について、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)により、事業者に對し、特定の作業に労働者を従事させるとときは、保護具を使用させなければならない等の必要な措置を義務付けている。

三について

お尋ねについては、個別の事案に關すこと

であり、お答えすることは差し控えたいが、一

般論として、御指摘の「硝酸を取り扱う作業」について、特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)により、事業者に對し、特定の作業に労働者を従事させるとときは、保護具を使用させなければならない等の必要な措置を義務付けている。

福島第一原子力発電所の多核種除去設備(Al-P-S)の配管清掃作業中に飛散した洗浄液を浴びた作業員に偽装請負の疑いがあることに関する質問主意書

う作業員がもう一人いて当日は欠席していたと確  
くべき説明に変更した。

加えて、この作業員下の代わりに二次請の工事  
責任者が作業班長として出ていたという偽装請負  
ではないかと疑われる説明がされた。

以上踏まえて、以下質問する。

参議院議員石垣のりこ君提出福島第一原子力発電所の多核種除去設備(AlPS)の配管清掃作業中に飛散した洗浄廃液を浴びた作業員に偽装請負の疑いがあることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

おいて調査を行うなど、個別の事案に応じて適切に対処してまいりたい。

二四

福島第一原子力発電所の多核種除去設備（ALPS）の配管清掃作業中に飛散した洗浄廃液を浴びた作業員に偽装請負の疑いがあることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

責任者が作業班長としてではないかと疑われる説明を加えて、この作業員がもう一人いて、う作業員がもう一人いて、くべき説明に変更した。

以上踏まえて、以下質問

当日は欠席していたと警  
の代わりに二次請の工事  
出ていたという偽装請負  
明がされた。

参議院議員石垣のりこ君提出福島第一原子力発電所の多核種除去設備(AlPS)の配管清掃作業中に飛散した洗浄廃液を浴びた作業員に偽装請負の疑いがあることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

おいて調査を行うなど、個別の事案に応じて適切に対処してまいりたい。

お尋ねの「労働基準監督署による調査は行わ  
れているのか」については、個別の事案に関する  
ことであり、お答えすることは差し控えたい。  
切に対処してまいりたい。

石垣のりこ

原子力規制委員会(原子力規制庁)及び厚生労働省は、元請企業、一次請、二次請、三次請の企業名を把握しているのか、作業員名簿、勘定簿

参考文献 話題石炭の利用技術 第二回  
力発電所の多核除去設備（A.L.P.S.）の配  
管清掃作業中に飛散した洗浄廃液を浴びた

（昭和四十七年労働省令第三十九号）により、事  
業者については、特定化学物質障害予防規則  
が、一般語として「微粒物」の意味を取るに従う。

(A L P S) の配管清掃作業中に飛散した洗浄廃液を浴びた作業員に偽装請負の疑いがあることに関する質問主意書

た、入手していい場合は入手すべきであると考えるが、見解を伺う。なお、入手する必要がないという判断をした場合はその理由を具体的に示されたい。

二、東京電力からの説明では偽装請負の疑いが拭いきれない。本件事案に関し、福島労働局は元請企業に対し作業員の所属や勤務状況、役割、

一について  
御指摘の「入手」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「多核種除去設備（A L P S）の配管清掃作業中に作業員が飛散した洗浄廃液を浴びた事案について、原子力規制委員会としては、現在、核原料物

ときには、供託金を使用せざるを得ない等の必要な措置を義務付けているところ、法令違反の疑いがあると認められた場合には、労働基準監督署において調査を行うなど、個別の事案に応じて適切に対処してまいりたい。

事故直後である十月二十六日の記者会見では、現場にいた作業員五名は元請企業「東芝エヌギーリンクス」の一次請一社の作業員と説明していたが、事故から五日経った後の記者会見で、「次請ではなく三次請三社の作業員」と訂正した。

三　劇薬である硝酸を取り扱う作業では保護具の着用が必要だが、作業員は保護具を着用しないで作業に従事していた。これは労働安全衛生法違反の疑いがあり、この点について労働基準監督署による調査が公表された。是その理由を具体的に示された。

の「元請企業、一次請、二次請、三次請の企業名」及び「作業員名簿、勤務表、作業手順書等」のうち、当該事案の発生経緯や発生要因を確認するためには必要な情報を探していっているところである。また、厚生労働省としては、個別の事案に関する事例であり、お尋ねの前提となる労働

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
令和五年十一月十四日  
参議院議長 尾辻 秀久殿  
石垣のりこ

記載していたが、指揮命令系統のおかしさを指摘され、同月三十一日の記者会見で配付した資料では「作業員Aがアノラックを着用せずに作業をした」と表現を変更した。

体的に示されたい。  
右質問する。

お尋ねの「作業員の所属や勤務状況、役割、指揮命令系統などの調査を行っているのか」については、個別の事案に関することであり、お答えすることは差し控えたいが、一般論とし

その後、各会社の作業班長は誰かと問われた東京電力はこれまで説明に現れていなかつたFとい

内閣總理大臣 岸田 文雄  
參議院議長 尾辻 秀久殿

て、御指摘の「偽装請負」等、法令違反の疑いがあると認められた場合には、都道府県労働局に

政府は、令和五年十一月十日に閣議決定された  
令和五年度補正予算案（以下「補正予算」という。）  
の中で介護職員等の賃金を月額六千円引き上げる  
こととしている。

一方、今年度の最低賃金の引上げ額は全国の加  
里平均で時給四十三円となつた。

官報(号外)

一日の労働時間を八時間、一箇月の労働日数を土日が休日で祝日のない月二十一日とした場合、この月の労働時間は百六十八時間になるが、この労働時間で最低賃金により勤務した場合の賃金を算出すると、最低賃金が四十三円引き上がったことによる賃金の増加額は月額七千二百二十四円になる。

つまり、今回政府が行おうとしている介護職員等の賃金引上げ額月額六千円は最低賃金の引上げ額にも届いていない。

そもそも、介護報酬は通常三年ごとに改定され、毎年行われる最低賃金の引上げや現下のようない急激な物価の高騰に対応できる仕組みになつておらず、介護職員等の賃金引上げは各事業所の自助努力に委ねられている。

もちろん最低賃金が引き上げられたからといつて、最低賃金以上の賃金を支給している事業所が賃金の引上げを行う必要があるわけではないので、最低賃金の引上げ額と同等にする必要はないことは理解しつつも、経済対策として行われる介護職員等の賃金引上げ額が月額六千円では全く不十分であると考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 今回の補正予算における介護職員等の賃金引上げ額を決めるに当たつて、現下の物価上昇や今年度の最低賃金の引上げは考慮されているのか。最低賃金の引上げ額にも届かない月額六千円とした根拠を示されたい。

二 介護報酬の改定が三年ごとに行われており、現下のような物価の高騰や毎年の最低賃金の引上げに適時に対応できる仕組みになつていなければ、介護報酬の改定を待たずに物価や賃金の上昇に合わせて適時に介護職員等の賃金が引き上がる仕組みを作る必要があると考えるが所見を伺う。

三 介護報酬における既存の介護職員待遇改善計算等の加算は、事業所から申請を行い、実績の報告が必要となる等、事業者の事務負担が過大である。事業者の事務負担軽減のためにも、介護職員待遇改善加算等の加算部分ではなく、そもそも介護報酬の基本報酬部分を大幅に引き上げることが必要だと考えるが所見を伺う。

右質問する。

令和五年十一月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員石垣のりこ君提出介護職員等の賃金引上げ額が最低賃金の引上げ額にも届いていないことにに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出介護職員等の賃金引上げ額が最低賃金の引上げ額にも届いていないことにに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出介護職員等の賃金引上げ額が最低賃金の引上げ額にも届いていないことにに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出介護職員等の賃金引上げ額が最低賃金の引上げ額にも届いていないことにに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出介護職員等の賃金引上げ額が最低賃金の引上げ額にも届いていないことにに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出介護職員等の賃金引上げ額が最低賃金の引上げ額にも届いていないことにに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出介護職員等の賃金引上げ額が最低賃金の引上げ額にも届いていないことにに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

お尋ねの「今回の補正予算における介護職員等の賃金引上げ額について」は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和五年十一月二日閣議決定において、「医療・介護・障害福祉分野においては、二千二十四年度の医療・介護・障害福祉サービス等報酬の同時改定での対応を見据えつつ、喫緊の課題に対応するため、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を早急に講ずる」とされており、これを踏まえ、御指摘の「現下の物価上昇」への対応や、「最低賃金の引上げ」が行われている状況の中での労使交渉の結果について日本労働組合総連合会が集計し、公表している「二千二十三春季生活闘争第

七回(最終)回答集計結果における全産業平均の賃上げに対し、介護業界の賃上げが相対的に低い状況であったことへの対応として、介護職員を対象に、介護職員一人当たりの収入の二パーセント程度に相当する賃上げとして、月額平均六千円相当引き上げるための措置を講ずることとしたものである。

二について

御指摘の「三年ごとの介護報酬の改定を待たずして物価や賃金の上昇に合わせて適時に介護職員等の賃金が引き上がる仕組み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、介護報酬については、原則として三年に一度改定を行つてあるところであるが、御指摘の「適時」の「物価や賃金の上昇」への対応としては、重点支援地方交付金による支援を行い、また、一に

ついてでお答えした措置を講ずることとしているところであり、引き続き、適切に対応してまいりたい。

三について

御指摘の「介護報酬における既存の介護職員待遇改善加算等の加算」については、平成二十九年三月三十一日の衆議院厚生労働委員会において、馬場厚生労働大臣政務官(当時)が「本体報酬の引き上げは、必ずしも全て介護職員の賃金に、引き上げに充てられるわけではありませんが、処遇改善加算は、加算の形にすること

で、その算定額を賃金引き上げに充てることを担保しているものであり、処遇改善加算の実施によって介護職員の着実な待遇改善に努めていくという趣旨でございます」と述べているところ

おり、介護職員の待遇改善に重要なものであると考えている。その上で、令和六年度介護報酬改定については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二三」(令和五年六月十六日閣議決定)に

おいて、「次期診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行う」とされており、これを踏まえ、必要な対応を行つてまいりたい。

日本(の適正人口)に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年十一月十五日

参議院議長 尾辻 秀久殿

齊藤健一郎

日本(の適正人口)に関する質問主意書

我が国(の適正人口)について、以下質問する。

令和五年十一月九日の参議院総務委員会(以下「同委員会」という。)において、私が鈴木淳司総務大臣(以下「鈴木大臣」という。)へ「日本の適正人口は何名か」について質問したところ、鈴木大臣は「明確に何人と申し上げることは困難である」旨答弁された。「なぜ困難なのか、政府の見解を具体的に示されたい。

二 更に同委員会の私の質疑で、鈴木大臣は令和元年十二月に改訂した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」で人口の現状や将来の見通しについて触れ、「今後目指すべき姿として、人口減少に歯止めを掛けなければならない」旨答弁した。

日本で急速に人口が減少する最大の原因に、日本が世界一の長寿国になつたことが挙げられている。

医師である藤正巣政策研究大学院大学教授（当時は、出生率が二・一以下の場合、その国の人口はほぼ一世代後に減少を始め、そして、高齢化が七%を超えた国の出生率はほぼ例外なく二・一以下となる。高齢化率が十四%を超えると、出生率はせいぜい一・五程度になる。なぜ社会が高齢化すると出生率が低下するのか、科学的には分かっていないと説明している。政府の見解は如何。

三 異次元の少子化対策が示されているが、今後毎年どれくらいの出生率が必要かについては示されていない。その理由を具体的に示されたく。また、人口減少に歯止めをかけるためには、今後毎年どれくらいの出生数が必要か伺う。

右質問に対する回答は、

令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久殿

参議院議員齊藤健一郎君提出日本の適正人口に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齊藤健一郎君提出日本の適正人口に関する質問に対する答弁書

一について  
お尋ねについては、厚生労働省が人口政策に関する事務を所掌しており、令和五年十一月九日の参議院総務委員会における御指摘の答弁は、答弁を求められた事項が鈴木総務大臣の所掌外であったところ、一般論述べたものである。

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、個人的見解等の一つにつ

いて、政府として論評することは差し控えた

い。その上で、合計特殊出生率の変動の背景には様々な要因が影響すると考えられることか

ら、合計特殊出生率の変動と高齢化との関係について一概にお答えすることは困難である。

三について  
お尋ねの「今後毎年どれくらいの出生率が必要か」及び「今後毎年どれくらいの出生数が必要か」について、「少子化社会対策大綱（令和二年五月二十九日閣議決定）において、「結婚・妊娠・出産・子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあつてはならない」としており、政府としてお示しすることは考えていない。

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年十一月十五日

参議院議長 尾辻 秀久殿

神谷 宗幣

参議院議員齊藤健一郎君提出日本の適正人口に関する質問に対する答弁書

我が國の「移民政策」と外国人労働者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年十一月十五日

参議院議長 尾辻 秀久殿

神谷 宗幣

参議院議員齊藤健一郎君提出日本の適正人口に関する質問に対する答弁書

我が國の「移民政策」と外国人労働者に関する質問主意書

ドライバーが現れ始めている。

しかしながら、そもそも、運転手不足の根本的理由は、ドライバーの賃金水準が低い今まで推移していること、コロナ禍において営業不振を招いてしまったことに對する救済措置が不十分であったことなどにより、人手の供給力が著しく損なわれたことにあるのではないか。そうしたところにメスを入れることで、十分な対策を立てないまま労働力不足の分野に外国人労働者活用をとした政策をとるのを押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあつてはならない」としており、政府としてお示しすることは考えていない。

あわせて政府は、令和五年六月九日の閣議決定と八月三十一日の省令等の改正によって、外国人就労に関する特定技能二号の対象分野を「造船・船舶用工業」「建設」の二分野から十一分野に拡大することを決定した。新たに「ビルクリーニング」「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」「自動車整備」「航空」「宿泊」「農業」「漁業」「飲食料品製造業」「外食業」の九分野が追加され、これにより、今後、これらの分野で、無期限の在留と家族の同伴が可能となるという。

政府は、このよだれ外国人労働者受け入れの拡大を進めながら、「移民政策は取らない」としてき

たが、特定技能二号の対象分野拡大は、結局のところ、なし崩し的に移民を拡大することになるのではないか。

諸外国の例を参考にすれば、移民を大量に受け入れ・共生に関する関係閣僚会議において、岸田内閣総理大臣は、特定技能二号の対象分野を拡大することに關し、「我が國の深刻な人手不足を踏まえ、我が國が魅力ある働き先として選ばれる国となるよう取り組むこと、そしてその取組をより強力に、かつ包括的に推進していくためには、その受け入れ環境を整備することが重要である」と述べた。この岸田総理の発言は、安倍総理が述べた在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないという方針を

貧困で社会に馴染めない移民第二世代の青年たち

が、政府や既存社会に對してデモや集団的な暴力行為、交通妨害等を行い、社会の不安や混乱を引き起こしているケースが見られ、フランスやスペインでは、時にはテロ事件の温床ともなっている

ケースがあるとも聞く。また、受け入れ国にとつての社会コストが大きいことも指摘されている。

例えば、移民受け入れ国として長い歴史を持つフランスでは、司法、警察、教育制度、社会福祉、公共交通機関及び組織的な反社会行為防止の分野で、移民に關連する費用として年間二百五十五億ユーロもの予算を要するとの試算もある。

このように、移民受け入れによる多様な社会問題は、各国の共通の課題であると言える。そのため、日本においても、事實上の移民受け入れ拡大につながる外国人労働者の就労拡大策は、経済的側面だけでなく、日本社会への影響をも考慮し、慎重かつ真剣な検討と対応が必要である。

以上を踏まえ質問する。

一 平成三十年二月二十日の経済財政諮問会議において、安倍内閣総理大臣は、「在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないといた前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改革の具体的な検討」を進めるべた。一方、令和五年六月九日の外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議において、岸田内閣総理大臣は、特定技能二号の対象分野を拡大することに關し、「我が國の深刻な人手不足を踏まえ、我が國が魅力ある働き先として選ばれる国となるよう取り組むこと、そしてその取組をより強力に、かつ包括的に推進していくためには、その受け入れ環境を整備することが重要である」と述べた。この岸田総理の発言は、安倍総理が述べた在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないという方針を

二 特定技能とは、特定産業分野において、人材の確保が困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものとされている。平成三十年十一月七日の参議院予算委員会において、山下貴司法務大臣は、特定技能の在留資格新設の意義について、「人手不足が本当に深刻で国内人材の確保もままならない、そういったところの熟練の技能を持つ者について「特定技能の二号とする旨を答弁している。今回の特定技能二号の拡大対象となつた分野における「人手不足が本当に深刻で国内人材の確保もままならない」状況について、どのような分析を行い、どのように評価したか。具体的な分野とその人手不足の状況の分析評価について示されたい。

三 政府は、内閣衆質一九六第一〇四号において、移民政策に關じ、「国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人を家族ごと期限を設けたる現状の外国人の受け入れることによって国家を維持することなく受け入れることによって国家を維持したことなく受け入れることによって国家を維持したことなく受け入れることは考えていない」としていこうとする政策については、専門的、技術的分野の外国人を積極的に受け入れることによって、移民政策に關じ、「国民の人口に比して、一定の状況の分析評価について示されたい。

五 どの国の人才を受け入れるかについては、我が国と相手国との二国間関係、それぞれの相手国について、具体的な評価基準を示されたい。

八 外国人労働者の受け入れ人数についての目標数等はあるか。また、「分野別運用方針に基づき、その産業上の分野において、必要な人材が確保されたと認められるときは、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとる」(内閣衆質一九七第一九号)のことであるが、「必要な人材が確保されたと認められるときは、どのような内容で判断されるのか。具体的な評価方法や基準数値などを示されたい。

七 特定技能二号の対象拡大による外国人労働者の受け入れが経済に与える効果と、受け入れに伴つて生じる社会コストを、少なくとも国レベルで試算しているか。

八 「特定技能第二号」の拡大の対象となつた分野における人手不足が深刻であり、当該分野の存続及び発展のために外国人の受け入れが必要な状況にあることについては、有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計又は業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等を踏まえ、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行つてもなお熟練した技能を要する業務に従事する人材を確保することが困難な状況にあると判断したことによるものである。

二について

「特定技能第二号」の在留資格をもつて在留する外国人については、専門的、技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性や技能が求められ、その在留期間は、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)別表第二において、「三年、一年又は六月」と定められ、在留期間の更新は、当該更新を適切と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可されることから、「特定技能二号」の対象を拡大することは、結果的に「国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人を家族ごと期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していくこととする政策」となるとの御指摘は当たらない。

三について

「特定技能第二号」の在留資格をもつて在留する外国人については、専門的、技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性や技能が求められ、その在留期間は、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)別表第二において、「三年、一年又は六月」と定められ、在留期間の更新は、当該更新を適切と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可されることから、「特定技能二号」の対象を拡大することは、結果的に「国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人を家族ごと期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していくこととする政策」となるとの御指摘は当たらない。

四 特定技能二号は、「從事しようとする業務に必要な「熟練した技能」を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること」とされており、例えば、外食業では、「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」及び同方針に係る運用要領の内容が定められている。この点、特定技能二号外国人に求められる実務経験は、「外食業特定技能二号技能測定試験の合格及び食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者(副店長、サブマネージャー等)としての、二年間の実務経験(ただし、当該経験を終えてから別途農林水産大臣が定める期間を経過していないものに限る)を要件とする」とされている。この基準では、店舗管理補助業務を適正に行つてきたのか客観的に評価する指標が定められていない。対象者が「熟練した技能」を有していることについて、どのように担保するのか。特定技能二号の対象である各特定産業分野について、具体的な評価基準を示されたい。

五 各種の要素を勘案して定めるべきである。この点で、相手国との二国間関係、それぞれの相手国について、具体的な評価基準を個別に満たす外国人にあって、国籍が特定の国である場合に入国して就労できない場合があるのではないか。参議院議長 尾辻 秀久殿 参議院議員神谷宗幣君提出我が国の「移民政策」と外国人労働者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

六 特定技能二号の対象拡大によって、国民生活にも大きな影響が生じると思われる。令和五年六月九日の閣議決定までに、公聴会開催などを含めて十分に国民の声を聴く取組は行われたのか。この点、令和元年度から令和三年度までの外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策では、「国民の声」を聴く会を設置し、国民及び外国人双方から共生施策の企画立案に資する政府としては、例えば、国民の人口に比し

四について

御指摘の「客観的に評価する指標」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(平成三十年十二月二十五日閣議決定、令和四年四月二十六日一部変更。以下「基本方針」という)において、「二号特定技能外国人に対するは、熟練した技能が求められる。これは、長年の実務経験等により身についた熟達した技能をいい、現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能であつて、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する」としてい

る。

五について

お尋ねの「相手国」との留意点、選定基準の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、基本方針において、「被送還者の自己引取義務を適切に履行していない国からの受け入れは行わない」及び「その他我が国の出入国管理制度を生じさせている・・・国からの受け入れについては慎重に対応する」としている。

六について

「令和五年六月九日の閣議決定までに、公聴会開催などを含めて十分に国民の声を聴く取組は行われたのか」とのお尋ねについては、御指摘の「公聴会開催などを含めて十分に国民の声を聴く取組の具体的に指示する範囲が明らかではないため、お答えすることは困難であるが、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分

野等を定める省令の一部を改正する省令(令和五年法務省令第三十五号)の制定に当たっては、パブリックコメントを実施し、広く国民から意見を募集した。

「この点をどう評価するのか」とのお尋ねにつ

いては、その意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「国民の声」を聴く会について、〔国民の声〕を聴く会設置要綱(令和元年七月三十日出入国在留管理庁長官決定)

に基づき、「多文化共生社会の実現に向けた様々な課題の把握及びその対応策の策定のため

の検討に資するよう、地方公共団体、経済団体、労働団体、外国人支援団体等を含め、多文化共生施策に係る意見等について、広く関係者の声を聴くことを目的」として、令和二年十二月まで開催していたものであり、御指摘の「特定技能二号の対象拡大」について広く関係者の意見を聴くことを目的としたものではない。

七について

お尋ねの「経済に与える効果」及び「社会コスト」という言葉は様々な文脈で用いられるものも明らかではないが、御指摘の「特定技能二号の対象拡大による外国人労働者の受け入れ」に当たり、具体的な数値を試算するような取組は行っていない。

八について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「目標数等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、基本方針において、「日本人の雇用機会

の喪失及び処遇の低下等を防ぐ観点並びに外国人の安定的かつ円滑な在留活動を可能とする観点から、分野別運用方針において、当該分野における向こう五年間の受入れ見込数について示し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならず、「分野別運用方針に記載する向こう五年間の受入れ見込数について、は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、「特定技能二号」の在留資格をもつて在留する外国人受入れの上限として運用する」としてい

る。

後段のお尋ねについては、基本方針において、「分野所管行政機関の長は、分野別運用方針を策定する際に示した人手不足の状況を判断するための客観的な指標及び動向並びに法務省から提供する特定産業分野における在留外国人数等に照らして、当該特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握することとし、当該客観的な指標及び動向の変化や受け入れ見込みとのかい離、当該特定産業分野に係る就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認められる場合には、それらの状況を的確に把握・分析し、状況に応じた必要な措置を講じなければならない」としている。

九について

赤い羽根共同募金の配分先にクルド人支援のための活動拠点立ち上げ事業が含まれていることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和五年十一月十五日 浜田 聰

赤い羽根共同募金の配分先にクルド人支援のための活動拠点立ち上げ事業が含まれてることに関する質問主意書

社会福祉法第百十七条には、「共同募金は、社会福祉を目的とする事業を經營する者以外の者に配分してはならない。」と定められている。他方、中央共同募金会のホームページには、居場所を失った人への緊急活動応援助成(第二回)として、ケルド人支援のための活動拠点立ち上げ事業を行っている「ケルドを知る会」への配分決定が報告されている。いわゆるケルド人については、「私が難民認定申請者数の多いトルコ共和国との友好関係に関する質問主意書」(第二百二十二回国会質問第一二号)でも示したとおり、埼玉県川口市や蕨市などで現地の住民を困惑させる問題を引き起こしていることや、難民認定申請者数が多いことから、インターネット上では社会福祉法の共同募金事業そのものに疑惑を抱く意見も見受けられる。

犯罪者の支援は社会福祉だが、犯罪の支援は社会福祉ではない。これらについて、以下質問する。

一 社会福祉法第百七条第四項では「国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない」と定められているが、配分先の事業が何らかの犯罪若しくは違法行為を支援又は助長させる事業であることが明らかな場合でも国及び地方公共団体は例外なく一切干渉してはならないのか。政府見解を示されたい。

二 共同募金会が公表した配分先事業において、寄付者である国民がその配分先について疑惑を抱いた場合、共同募金会は国民に対してその疑惑を払拭するための説明責任があると考えるが、政府見解如何。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答



質問主意書及び答弁書

当三)することを明らかにしており、御指摘の職場や人間関係について悩みや不満があつた場合についても、出入国在留管理厅長官及び厚生労働大臣又は外国人技能実習機構が、当該要領を踏まえ、個別の事案に応じて転籍の可否を判断することとなる。

その上で、技能実習制度については、現在「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、制度目的と実態を踏まえた制度の在り方、転籍の在り方等について議論されており、今後、有識者会議の議論等も踏まえ、制度の見直しに向けた検討を行つてまいりたい。

御指摘の「外国人の受け入れ体制や支援方法などを見直してみる」及び「技能実習での在留許可を出す条件を見直す」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、技能実習制度についても、有識者会議において、監理団体による監理及び支援の在り方、実習実施者の体制の在り方等についても議論されており、一について述べたとおり、今後、有識者会議の議論等も踏まえ、制度の見直しに向けた検討を行ってまいりたい。

見直し条項が定められた議員立法の見直し状況に関する質問主意書

和五年十一月十六日  
参議院議長 尾辻 秀久殿 浜田 聰  
は把握しているか。状況に基づき必要な対応がある場合、政府は状況が、政府見解如何。

見直し条項が定められた議員立法の見直し状況に関する質問主意書

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

令和五年十一月二十八日  
内閣總理

内閣總理大臣 岸田 文雄  
參議院議長 尾辻 秀久殿

要な対応が行われている」と理解すると、各検討条項を含む法律を所管する府省等において「必要な対応が行われている」かどうか等を現時点で判断するところによると、お尋ねの「必要な対応が行われているもの」、「これから行われる予定のもの」及び「行う予定がないものは、それぞれ三十六件、百六十五件及び一件である。

また、政府としてお尋ねの「行う予定がないもの」とした検討条項を含む法律は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第七十六号)であり、その理由は、検討条項の内容が国会において議論されべきものであると考えているためである。

お尋ねの「必要な対応を行つてある」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、検討条項を含む法律の検討条項を踏まえて政府として一定の対応を行つてあることを必要な対応を行つてあることであると理解すると、検討条項を含む法律のうち議員立法として提案され成立したものをそれぞれ所管する府省等において「必要な対応を行つてある」かどうかを現時点で判断するところによると、お尋ねの「必要な対応を行つてあるもの」、「これから行われる予定のもの」及び「行う予定がないものの」は、それぞれ四件、十六件及び一件であつる。

四について  
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、  
検討条項を含む法律のうち議員立法として提案  
され成立した各法律の検討条項の対応状況につ  
いては、三について述べたとおり把握してい  
るところである。

自衛隊の営内残留制度が隊員の離職原因となつてゐる可能性に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年十一月十六日

参議院議長 尾辻 秀久殿

浜田 聰

自衛隊の営内残留制度が隊員の離職原因となる可能性に関する質問主意書

自衛隊には営内残留という制度がある。これは、駐屯地内に居住している自衛官を対象にした制度で、緊急事態が起きたときのために先遣隊要員として一定数の自衛隊員を駐屯地に残しておくことである。残留は、駐屯地の自衛官が交代で請け負う。残留の時は、休日でも駐屯地内にいなければいけないため、外出は出来ない。

「自衛官守る会」代表の小笠原理恵氏が二〇二三年十月五日に次のような発信をしている。

「残留のよくな休みだけど休みじゃない制度も自衛隊員が途中退職する理由のひとつ、休んだことになつている休みじゃない休みがある職業。労働基準法適用除外、労働組合がない職場はやりたい放題。」

この他、X(Twitter)やYouTube等各方面で、手当の出ない自衛隊の営内残留を問題視する指摘は数多く確認できる。

一 自衛隊員が退職する理由として営内残留が挙げられていることに関する政府見解如何。

二 営内残留において手当が支給されないことは、労働関係法令に抵触しないかどうか政府見解を伺う。

三 前記二において仮に法令に抵触しないとしても、営内残留において適切な手当支給がなされるべきと考えるが、政府見解如何。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での返答は求めない。国会第七十五条第二項の規定に従い、答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。

令和五年十一月二十八日

参議院議長 尾辻 秀久殿  
内閣總理大臣 岸田 文雄

参議院議員浜田聰君提出自衛隊の営内残留制度が隊員の離職原因となつてゐる可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聰君提出自衛隊の営内残留制度が隊員の離職原因となつてゐる可能性に関する質問に対する答弁書

#### 一について

御指摘の「営内残留」という制度の意味するところが必ずしも明らかではないが、自衛官が自ら辞職する理由としては、経済動向の影響や個人的な事情等様々なものが考えられるところ、自衛隊法施行規則(昭和二十九年總理府令第四十号)第五十一条に基づき、自衛隊の隊舎に居住しなければならない自衛官は、陸上自衛隊服務細則(昭和三十五年陸上自衛隊達第二四一五号)第六十四条の緊急連絡時の操縦手及び營内監視要員等とされた場合、外出できないた

二百六十六号)において定められているところ、同法においては、一について述べた緊急連絡時の操縦手及び営内監視要員等とされた者が、自衛隊の隊舎にいる時間について手当を支給する旨の規定はないことから、御指摘のようない「手当」を支給する必要はなく、このことが労働関係法令に抵触するものではないと認識しており、現時点において、このような「手当」を導入することは考えていない。

法律第百六十五号)第一百八条の規定により、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)等は適用されず、その給与等については、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第

官 報 (号 外)

令和五年十一月二十九日 參議院會議錄第七号

第一明治二十五年三月三十一日可  
種郵便物認可

発行所  
〒105-1845  
二東京都港區虎ノ門二丁目  
独立行政法人國立印刷局

電話  
03-3587-4294

定価  
本号  
配本体  
送部  
料一〇〇〇円  
別冊一〇〇円